# 「『真に』子どもにやさしい国を目指して」

地域総合子ども家庭支援センター・テラ
竣工記念シンポジウム
社会福祉法人　山梨立正光生園

２０２２年５月２１日

**元厚生労働大臣　　塩崎恭久**

## 虐待相談対応件数・「保護児童数」・施設入所数

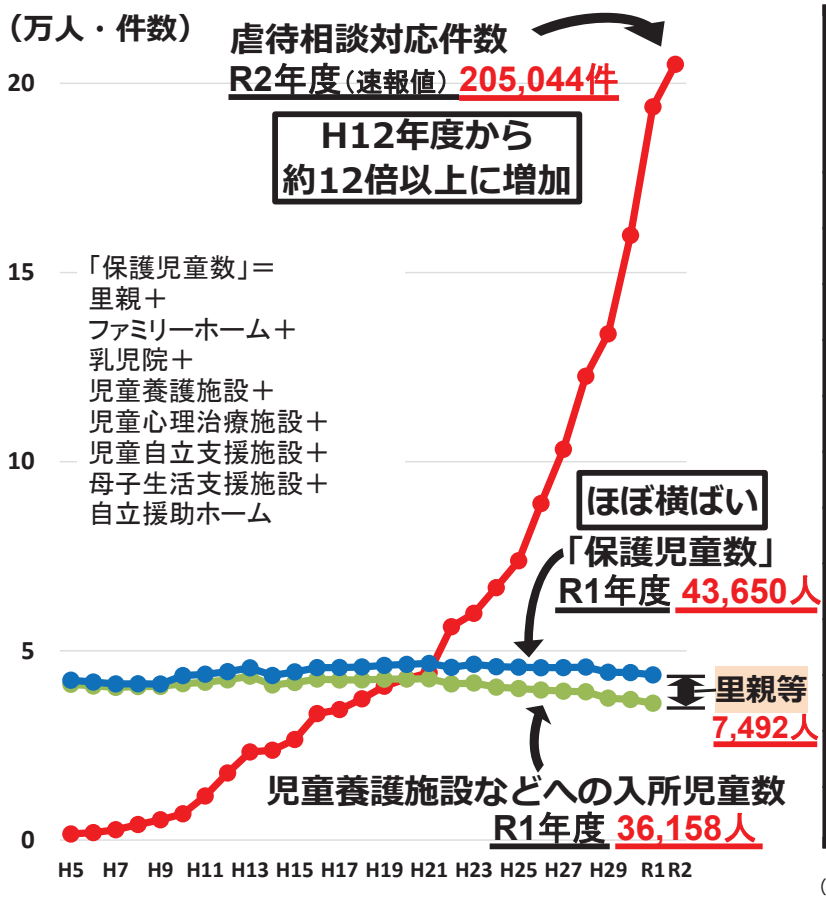


（出典）厚労省資料より塩崎恭久事務所作成

## なぜ日本だけ「保護される児童」が少ない？

| 国名 | 児童人口（千人） | 保護児童数（千人） | 児童人口1万人当たり保護児童数（人） |
|---|---|---|---|
| フランス | 13,427 | 137 | 102 |
| ドイツ | 14,829 | 110 | 74 |
| イギリス | 13,243 | 73 | 56 |
| スペイン | 7,550 | 38 | 51 |
| デンマーク | 1,199 | 13 | 104 |
| ノルウェー | 1,174 | 8 | 68 |
| スウェーデン | 1,911 | 12 | 63 |
| ニュージーランド | 1,006 | 5 | 49 |
| オーストラリア | 4,836 | 24 | 49 |
| カナダ | 7,090 | 76 | 109 |
| アメリカ | 74,000 | 489 | 66 |
| 日本 | 23,046 | 38 | 17 |

（出典）June Thoburn (2007) "Globalisation and child welfare: Some lessons from a cross-national study of children in out-of-home care"より抜粋

## 長過ぎる児童養護施設の入所期間（2020年）

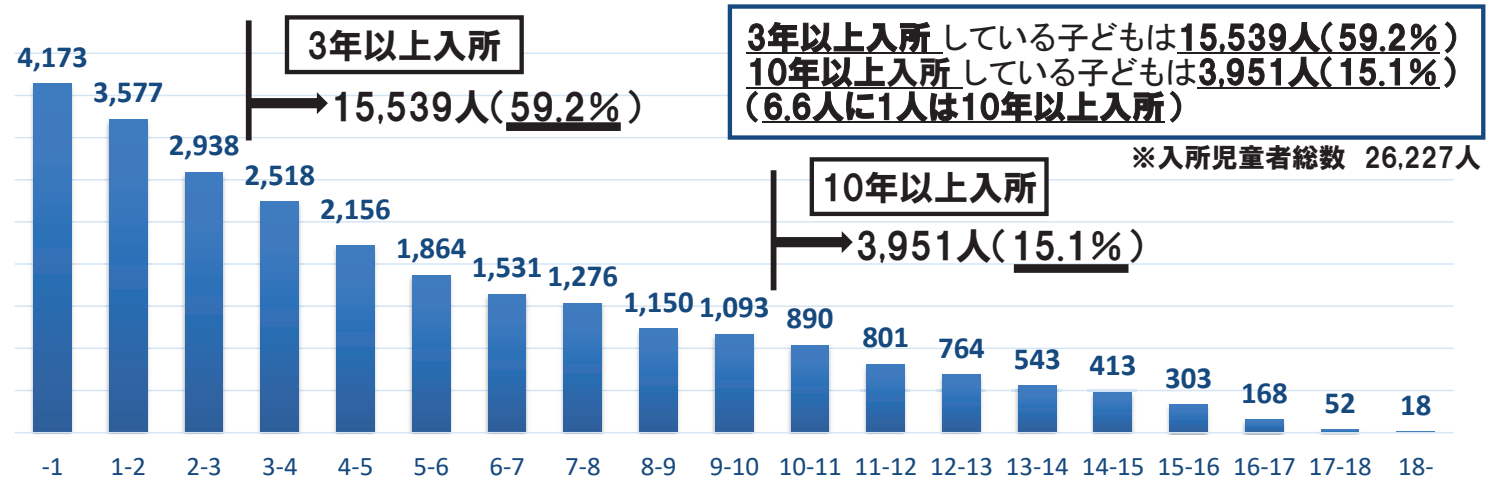


**3年以上入所**している子どもは**15,539人（59.2%）**
**10年以上入所**している子どもは**3,951人（15.1%）**
**（6.6人に1人は10年以上入所）**

※入所児童者総数　26,227人

## 少な過ぎる児童養護施設の「小規模かつ地域分散化」（令和2年10月1日現在）

〈入所児童数ベース〉

| | 入所児童総数 | 敷地内施設 | | | | 小規模かつ地域分散型施設（「できる限り良好な家庭的環境」） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 大舎等 | 「小規模グループケア」 | | | 分園型 | 地域小規模児童養護施設 |
| | | | | 「施設内ユニット型」 | 「別棟」 | | | |
| 人数（構成比(%)） | 24,234 (100.0) | 20,358 (84.0) | 10,575 (43.6) | 7,726 (31.9) | 2,057 (8.5) | 3,876 (16.0) | 1,147 (4.7) | 2,729 (11.3) |

（出典）厚生労働省子ども家庭局調べ （児童養護施設数　６０６か所）

## 「里親委託率」が低い日本では多くが施設へ

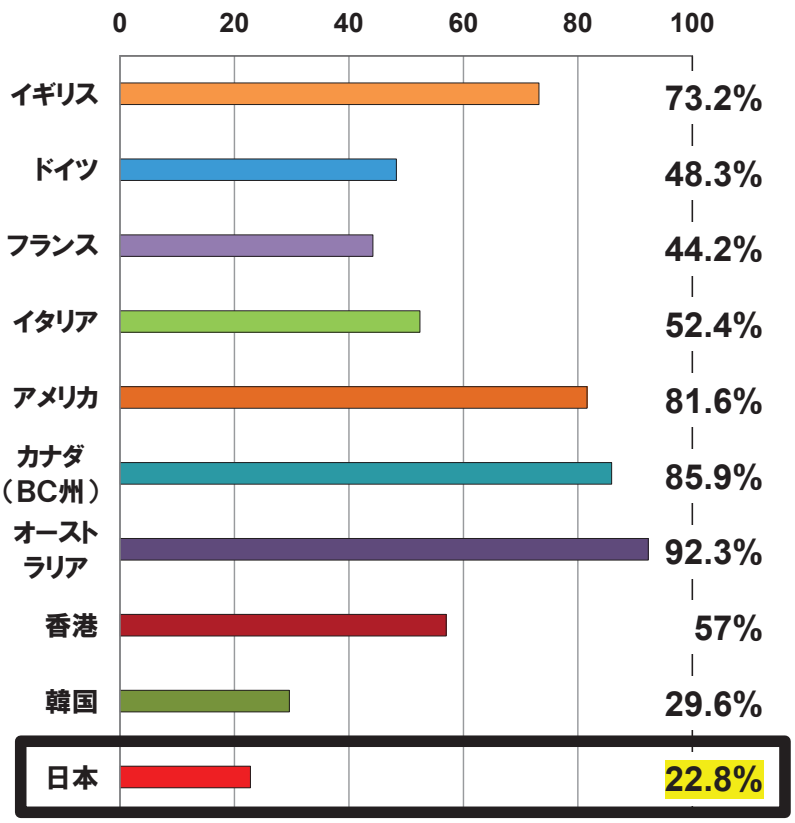


（註）2010年前後の値、日本のみ2020年3月末。
※「家庭外ケア児童数及び里親委託率等の国際比較研究」主任研究者　開原久代（東京成徳大学子ども学部）（平成23年度厚生労働科学研究「社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ（被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究）」）

## 「特別養子縁組」が殆ど活用されない日本

| 国名 | 人口（百万人） | 成立件数 | 人口10万人当たり件数 |
|---|---|---|---|
| ドイツ | 81 | 3,805 | 4.69 |
| フランス | 62 | 3,964 | 6.41 |
| イギリス | 56 | 4,734 | 8.44 |
| アメリカ | 314 | 119,514 | 38.0 |
| 日本 | 127 | 711 | 0.56 |

（註）ドイツ：2014年 フランス：2007年 イギリス：2011年 アメリカ：2012年　日本：2019年　※イギリスはイングランドとウェールズのみ。
（出典）厚労省資料より塩崎恭久事務所作成

## （３）都道府県市別の里親等委託率の差

７０都道府県市別里親等委託率（令和２年度末）

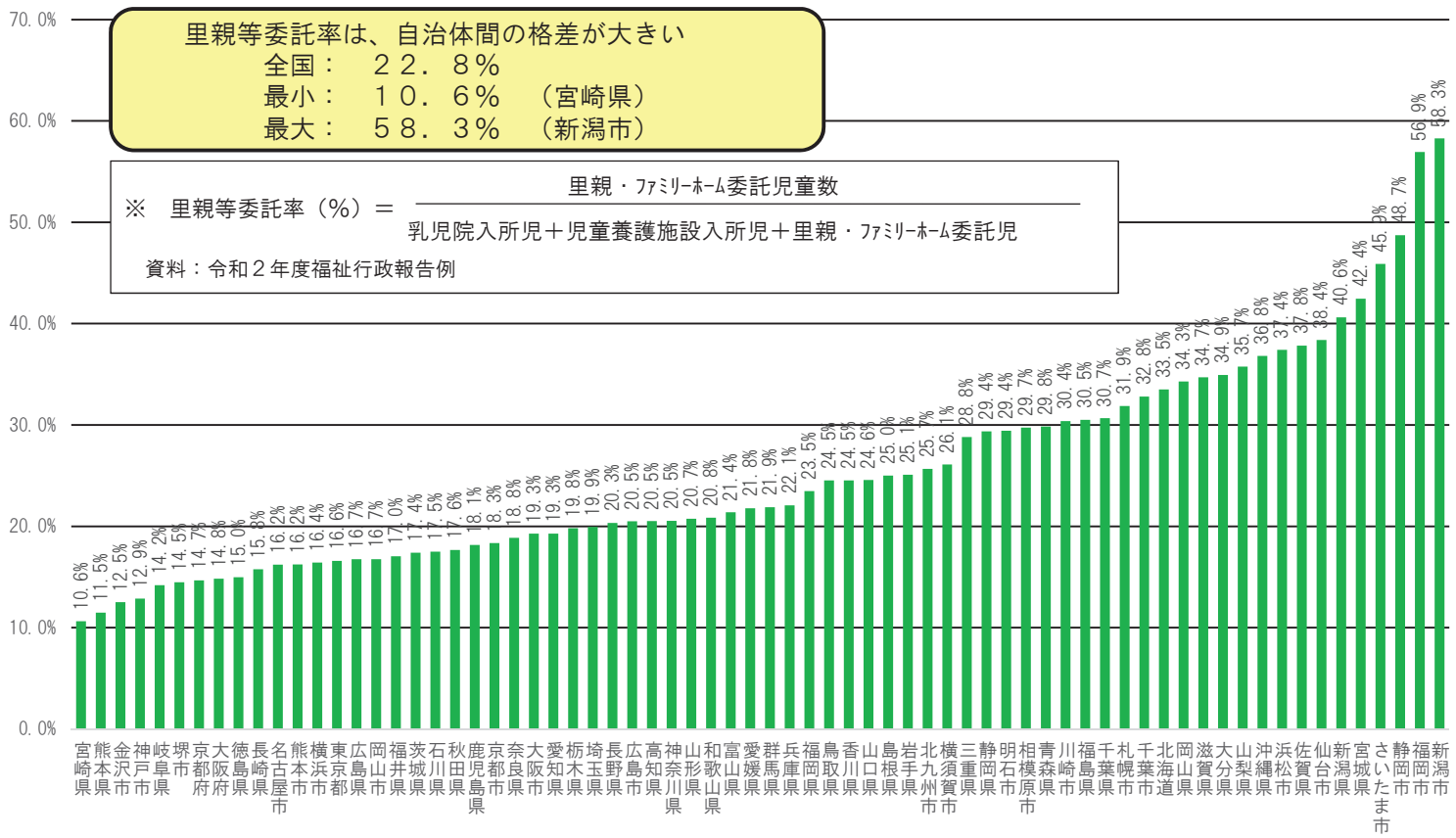

# 社会的養育関連政策の推移

- 1947年（昭和22年）
  - **「児童福祉法」成立**　※昭和22年の戦争孤児の施設収容目的の立法以来、「保護パラダイム」が28年抜本改正まで70年間継続。
- 1989年（平成元年）
  - 国連「児童の権利条約」採択　（H元.11.20）
- 1994年（平成6年）
  - 日本が「児童の権利条約」批准　（H6.5.22）
- 2000年（平成12年）
  - **「児童虐待防止法」成立**　※その後、平成16、19年に法改正。
- 2009年（平成21年）
  - 国連「児童の代替的養育に関する指針」採択(H21)　※「家庭での養育(特に乳幼児)」と「永続的解決」を原則。
- 2010年（平成22年）
  - 国連「児童の権利委員会」による「第3回最終見解」(H22)　※国連指針を考慮するよう日本政府に勧告。
- 2011年（平成23年）
  - 厚労省「里親委託ガイドライン」公表　（H23.3.30）
  - **厚労省「社会的養護の課題と将来像」**(H23.7.11)　**➡「都道府県推進計画」策定**
- 2015年（平成27年）
  - 「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」　（H27.9.7～H28.7.29）
- 2016年（平成28年）
  - **大きなパラダイムシフト**
  - **「児童福祉法」改正**　（H28.5.27成立、6.3公布）
- 2017年（平成29年）
  - 「新たな社会的養育のあり方に関する検討会」　（H28.7.29～ ）
- 2018年（平成30年）
  - **「児童福祉法」改正**　（H29.6.14成立、6.21公布）
- 2019年（平成31年）
  - **厚労省「新しい社会的養育ビジョン」➡「都道府県推進計画」全面見直しへ**
  - **「『都道府県社会的養育推進計画』の策定要領 」を厚労省が発出**　（H30.7.6 ）
  - **「児童福祉法等」、「民法等（特別養子関係）」改正**　(R元.6)

# 「平成28年改正児福法」における理念規定の抜本見直し

## 改正前の条文

**第一条**　すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

②　すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

**第二条**　国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

**第三条**　前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたつて、常に尊重されなければならない。

**【参考】民法（明治29年法律第89号、第820条及び822条は平成23年改正）（抄）**

（親権者）

**第818条** 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

（監護及び教育の権利義務）

**第820条**　**親権を行う者**は、**子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う**。

**第822条**　**親権を行う者**は、第820条の規定による**監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる**。

## 改正後の条文

**第一条　（子どもの権利）**

**全て児童は、**児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される**権利を有する。**

**第二条　（子どもの最善の利益優先原則）**

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、**その意見が尊重され**、**その最善の利益が優先して考慮され**、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

②　児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③　国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

**第三条の二　（家庭養育優先原則）**

国及び地方公共団体は、児童が**①家庭**において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、（中略）児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が**②家庭における養育環境と同様の養育環境**において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童が**③できる限り良好な家庭的環境**において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2015.12.15

## 児童福祉法の厚労省改正案について

3. 理念

【ポイント】
■「子どもの権利」を「児童福祉の原理」として謳い上げるべき。
■ 主語は「すべて児童」とすべき。
■「児童は、永続的な家庭養育を受けることができること」を明記すべき。

（法文案）第２条　児童福祉の原理
すべて児童は、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、等しく、適切に養育され、心身ともに健やかに生活及び発達し、並びに意見を表明する権利を有する。
２　すべて児童は、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において、児童に関わる措置につき児童の最善の利益が最も優先して考慮される。
３　すべて児童は、できる限り家庭において適切に養育される権利を有する。家庭における適切な養育が困難であるときは、養子縁組等の永続的で最適な家庭養育を受けることができる。これらの養育が困難であるときは、良好な代替的家庭養育を受けることができ、この養育は、乳幼児において特に確保される。

【理由】
■ 厚労省案では、子供の権利が「受け身」で書かれているが、子どもの権利が「主体」であることを基本原理として書くべきであるため。
■ また、「愛護」は客体に用いるものであるため不適切。
■ 条約で保障すべき権利は生存、発達、保護、参加の権利であり、もれなく盛り込むことが望ましいため。
■「家庭的養育」ではなく「家庭養育」の原則を保障するため。

・国民、保護者の責務

【ポイント】
■ 国民の責務、保護者の責務を別立てで書くべき。
■「体罰」を含む行為を禁じる趣旨の規定を入れるべき。

（法文案）第４条　国民の責務等
すべて国民は、児童が適切に養育され、心身ともに健やかに生活及び発達し、並びに意見を表明し、その意見が尊重されるよう努めなければならない。
２　保護者は、児童が適切に養育され、心身ともに健やかに生活及び発達し、並びに意見を表明し、その意見が尊重されることについて第一義的責任を有する。
３　何人も、体罰その他により、児童が適切に養育され、心身ともに健やかに生活及び発達し、並びに意見を表明する権利を侵害する行為をしてはならない。

【理由】
■ 子どもの権利保障の観点から、国民や保護者の責務等を書くべき。

2016. 1. 22

## 児童福祉法の厚労省改正案に対する大臣指示（案）

★1 月 11 日付け「対応案・留意点」を踏まえた、改めての指示。条文のイメージ等は、別紙 1～4参照。

３．理念

・第1条

【大臣指示】
■ 児童の権利として、意見表明権、最善の利益の優先、家庭で養育される権利を追加
■「心身ともに健やかに生まれ」は文言修正
■「社会のあらゆる分野」に関する例示の「家庭、地域、学校、職域」は削除
■ 法文は（別紙1）参照

【理由】
■ 子どもの権利の理念は法律の根幹であり、中核的な権利を明確にする必要
■「心身ともに健やかに生まれ」という文言は先天性の障害を持った子どもへの配慮に欠ける
■「家庭」等の例示があると、生活圏だけに限定されて解釈されるおそれ

・国民、保護者、行政の責務（第2条）

【大臣指示】
■ 永続的な家庭環境、代替的家庭環境を講じることを明記
■「体罰」を含む行為を禁じる規定を入れること。

【理由】
■ 第1条の「家庭で養育される権利」に合わせて、第2条においても「家庭環境」を強調
■ 体罰に関しては（別紙2）参照

4. 子どもの権利擁護の仕組み

【大臣指示】
■ 児童福祉審議会の委員のあり方を明確化

【理由】
■ 利益相反を避け、公平性を保持

5. 国、都道府県、市町村の役割（第〇条）

【大臣指示】
■ 市町村の役割の明確化

【理由】
■ 専門委員会冒頭挨拶で指示した「子ども家庭福祉の新たなあるべき姿」そのもの

・市町村への送致

2016. 2. 2

## 児童福祉法の厚労省改正案に対する大臣指示（案）
### 1 月 28 日版「児童福祉法等改正について」 関係省庁協議用に対する指示

３ ．理念

・第1～3 条

【大臣指示】
■ 「児童の権利に関する条約にのっとり」とすべき

【理由】
■ 「精神」では漠然とするため、条約順守を明確にすべき

・第〇条②

【大臣指示】
■ 代替的養育が原則里親（ファミリーホームを含む）で継続的に行われる必要があることが理解できるような条文にすべき

【理由】
■ 条文では「家庭」が代替養育を含むとは解釈しにくい
■ 「できる限り良好な家庭的環境」に継続的に養育されるべきではない

・体罰に関する児童虐待防止法改正

【大臣指示】
■ 合意

5. 国、都道府県、市町村の役割 （第〇条）

【大臣指示】
■ 市町村が子ども家庭養育支援の主体となる記述を明記すべき

【理由】
■ 「新たな子ども家庭福祉」の姿そのもの

6. 要保護･要支援児童の対象年齢および9. （5）自立支援

【大臣指示】
■ 18 歳まで措置されていた環境に、連続的なケアと生活の場を22歳まで保障

【理由】
■ 要保護児童は虐待の影響で18歳を越えてもケアが必要であり、自立に時間がかかる
■ 生活困窮者支援ではケアが保障されない。自立援助ホームでは連続性が保障されない

7. 新たな子ども家庭支援体制の整備
（2）基礎自治体における拠点整備

【大臣指示】
■ 市町村における支援拠点の整備に努める旨の規定に合意
■ そのための基盤整備に関して検討すべき

【理由】
■ 市町村の子ども家庭支援拠点は基盤がないと困難

2016. 2. 8

## 児童福祉法の厚労省改正案に対する大臣指示（第4弾）
### 1 月 28 日版「児童福祉法等改正について」 関係省庁協議用に対する指示

1 ．理念

・第1～3 条

【大臣指示】
■ 第1条は、「児童の権利に関する条約にのっとり」とすべき。
■ 第2条の「主として」は削除。

【理由】
■ 「精神」では漠然とするため、条約順守を明確にすべき。

・第〇条②

【大臣指示】
■ 代替的養育が養子縁組、里親（ファミリーホームを含む）において継続的に行われる必要があることが、容易、かつ明確に理解できるような条文にすべき。
■ 少なくとも就学までは、施設ではなく家庭に準ずる養子縁組、里親等による養育を基本とすることを明記できないか。

【理由】
■ 条文では、「家庭」が養子、里親等代替養育を含む、と読解することは不可能。
■ 「できる限り良好な家庭的環境」に「継続的に」養育されるべきではないことは明らか。

・体罰に関する児童虐待防止法改正

【大臣指示】
■ 規定を置くことには同意。条文が「体罰」禁止に当たる事が容易に理解できる平易な書き振りにすべき。

【理由】
■ 原案では「必要な範囲」が不明。

2. 国、都道府県、市町村の役割 （第〇条）

【大臣指示】
■ 第〇条に、市町村に関し、「子ども家庭養育支援の中心として」業務を担うことを挿入、明記すべき。
■②の都道府県の役割に関して、「専門的な知識及び技術を必要とするもの」と規定することは、「支援」を専門的知識、技術をもって担うべき市町村とのバランス欠くので、再考すべき。

【理由】
■ 先日の視察時に、和光市の東内保健福祉部長も明確に指摘していた通り、「新たな子ども家庭福祉」において、「支援」は身近な市町村がきめ細かく見るのが唯一の道。

3. 要保護･要支援児童の対象年齢および9. （5）自立支援

【大臣指示】
■ 18 歳まで措置されていた環境に、連続的なケアと生活の場を22歳まで保障。

2016. 2. 10

## 児童福祉法の厚労省改正案に対する大臣指示（第5弾）

### 2 月 8 日大臣指示（第 4 弾）への追補

2. 国、都道府県、市町村の役割 （第〇条）

| |
|---|
| 【大臣指示】<br>大臣指示（第 4 弾）にて都道府県と市町村の役割に関して指摘をしたところ。その帰結として、以下の点を改正すべき。<br>■児童福祉法第 10 条の②に関し、市町村が都道府県に対して「援助および助言を求めなければならない」を「援助および助言を求めることができる」に変更すべき。 |
| 【理由】<br>■ 支援が市町村の責務になれば、支援の知識・技術の専門性は市町村が持つことになるため。 |

以上

2016. 2. 15

## 児童福祉法の厚労省改正案に対する大臣指示（第6弾）

### 2月 12 日版「児童福祉法等改正について」への修正指示

1 ．理念

・第1～3 条

| |
|---|
| 【大臣指示】<br>■ 第1条は、「児童の権利に関する条約にのっとり」とすべき。 |
| 【理由】<br>■ 条約順守をより明確にすべき。 |

・第〇条②

| |
|---|
| 【大臣指示】<br>■ 「家庭と同様の環境」は、「家庭環境」にすべき。その代替案は、「家庭を基本とした環境」まで。<br>■ 少なくとも「就学まで」は、施設ではなく家庭に準ずる養子縁組、里親等による養育を基本とすることを明記できないか。 |
| 【理由】<br>■ 国連指針では、”family-based care” を「家庭養護」と訳しており、「家庭と同様」では、「家庭的養護」を指す “family-like care” と誤解される惧れが大。<br>■ 「就学前」の子どもに特に家庭環境が必要であるため。 |

3. 国、都道府県、市町村の役割の明確化 （第〇条）

| |
|---|
| 【大臣指示】<br>■ 児童福祉法第 10 条の②に関し、市町村が都道府県に対して「援助および助言を求めなければならない」を「援助および助言を求めることができる」に変更する必要がない、とするならば、都道府県（児相）が市町村より優越的立場ではなく、相互に協力すべき新たな関係となることが、今回の法改正の重要な考え方の転換であることが容易に理解される法文にすべき。 |
| 【理由】<br>■ 支援が市町村の責務になれば、少なくとも支援の知識・技術の専門性は市町村が持つことになるため。 |

2016. 2. 22

# 児童福祉法の厚労省改正案に対する大臣指示（第7弾）

## 「児童福祉法の厚生省改正案に対する大臣指示（第 6 弾）を踏まえた対応案」（2 月 18 日）への修正指示

1 ．理念

・第〇条②

【大臣指示】

■「家庭における養育環境と同様の養育環境」は、「家庭環境」とし、その定義ないしは例示（「養子縁組、里親などの」）を法文中に追加するべき。同様に、「家庭」、「家庭的環境」に関しても、定義ないしは例示を添えるべきか。

■（代案）➡法案は現状通りとしながらも、少なくとも、政省令等において、それら3種類の環境における養育に関し、明確な定義を行うとともに、国会審議中の与党質問における確認答弁の想定問答をただちに用意。

■ 就学前（0～6 歳）児童は、施設養育は好ましくなく、「家庭養育」を原則とする旨、政省令で明確化。確認答弁用の想定問答はただちに用意。

【理由】

■ 単に、「家庭における養育環境と同様の養育環境」では、引き続き「家庭的養護」を指す“family-like care”と誤解される惧れ。

3. 国、県、市、等の役割の明確化（第〇条）

【大臣指示】

■都道府県、市町村はお互い「上下」や「縦」の関係ではなく、新たな緊密な相互協力関係となること、また、それぞれに求められる専門性においても、とりわけ「支援」においてなど、優劣をつけるような関係ではないことなど、新たな子ども家庭養育に相応しい各自治体間の関係性、専門性等に関することを、政省令等において明確化。

7. 通所・在宅措置

【大臣指示】

「最善の利益」優先度の推移

「その最善の利益を考慮し」（1月11日）

◀

「その最善の利益が主として考慮され」（1月28日）

◀

「その最善の利益が優先して考慮され」（2月12日）

「家庭養育優先原則」具体的内実の推移

「児童ができる限り家庭に準ずる良好な環境において継続的に養育」（1月11日）

◀

「児童ができる限り良好な家庭的環境において継続的に養育」（1月28日）

◀

「児童が家庭と同様の環境において継続的に養育」（2月12日）

◀

「児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育」（2月18日）

058

厚生労働省資料（平成29年度10月25日平成28年度社会保障審議会社会的養育専門委員会　資料２「児童福祉法の改正について」）より

# 家庭と同様の環境における養育の推進【公布日施行（平成28年6月3日）・児童福祉法】

**課題**

- ○ 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。
- ○ しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状。
- ○ このため、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化することが必要。

## 改正法による対応

○ 国・地方公共団体（都道府県・市町村）の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。

①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。

※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。

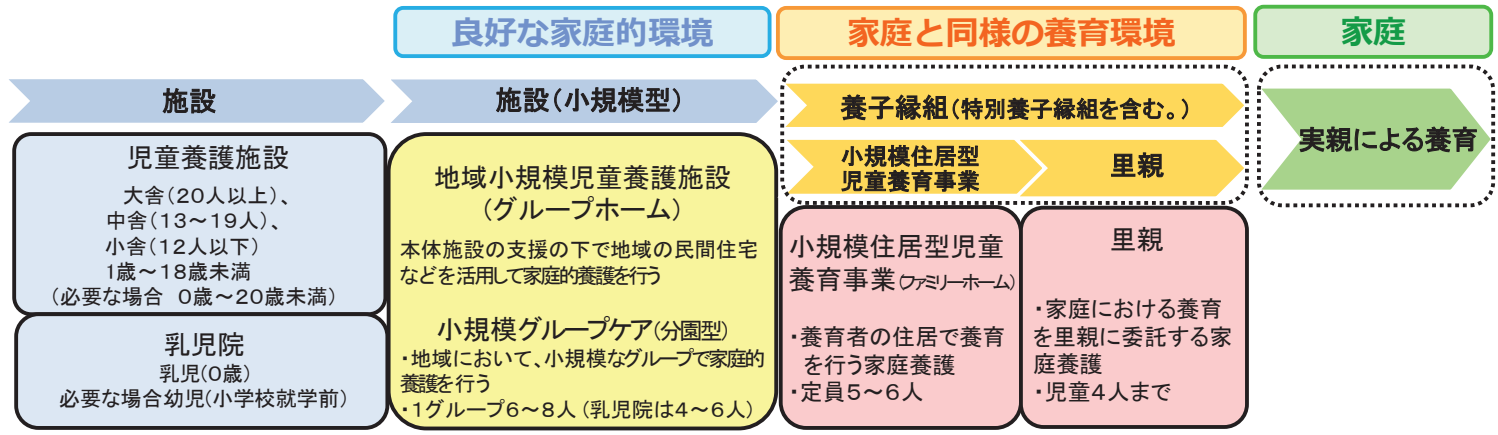


$$\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親＋ファミリーホーム}}{\text{養護＋乳児＋里親＋ファミリーホーム}}$$

平成28年3月末　17．5%

## 「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」について（平成30年７月６日厚労省付局長通知）

平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）において、**子どもが権利の主体**であることが位置付けられるとともに、子どもの**家庭養育優先原則**が明記された。

また、児童福祉法等の抜本的な改正を受けて、平成29年８月に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、今後の社会的養育の在り方を示す「**新しい社会的養育ビジョン**」が取りまとめられた。

これまで、施設の専門性を活かし、子どもを保護し、養育する重要な役割担ってきた乳児院や児童養護施設については、家庭養育優先原則を進める中においても、**施設での養育を必要とする子どもの養育**に関し、「**できる限り良好な家庭的環境**」において、高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援を行うとともに、里親や特別養子縁組を含む在宅家庭への支援等を行うことなど、**施設の高機能化及び多機能化・機能転換**、**小規模かつ地域分散化**を図ることにより、更に専門性を高めていくことが期待されている。

（略）

# 「新しい社会的養育ビジョン」の「家庭養育優先原則」、「数値目標」等

| 「社会的養護の課題と将来像」（2011年7月） | | 現状 | 「新しい社会的養育ビジョン」（2017年8月） |
|---|---|---|---|
| 「『家庭的』の定義が不明確」<br>かつ<br>「優先順位も不明確」 | | 616件/年<br>(H29年) | ①【家庭】 ・実父母や親族等<br>②【家庭における養育環境と同様の養育環境】<br>特別養子縁組成立数：概ね5年以内に年間1,000人以上、その後も増加 |
| 【家庭的養護】<br>・里親<br>・ファミリーホーム | 今後十数年をかけて、概ね1/3 | 19.7%<br>(H30.3時点) | 里親委託率<br>3歳未満：概ね5年以内に75%以上<br>それ以外の就学前：概ね7年以内に75%以上<br>学童期以降：概ね10年以内に50%以上 |
| 【できる限り家庭的な養育環境】<br>・小規模グループケア<br>・グループホーム | 今後十数年をかけて、概ね1/3 | | ③【できる限り良好な家庭的環境】<br>・小規模かつ地域分散型施設 |
| 【施設養護】<br>・児童養護施設<br>・乳児院等<br>（児童養護施設は全て小規模ケア） | 今後十数年をかけて、概ね1/3 | | 【施設の新たな役割】<br>施設入所は、措置前の一時的な入所に加え、高度専門的な対応が必要な場合が中心。高機能化、多機能化を図り、地域で新たな役割を担う。 |

## 「社会的養護（代替養育）を必要とする子ども数」の考え方の相違点

・・・18歳未満人口の1割縮小が見込まれており、これと同様の推移を見込むか、（略）、少なくとも対象児童は減少しないと見込むことが考えられる。

・・・市区町村の支援の充実により、潜在的ニーズが掘り起こされ、代替養育を必要とする子どもの数は増加する可能性が高いことに留意して計画を立てる。



厚労省「新しい社会的養育ビジョン」及び「社会的養護の課題と将来像」より塩崎恭久事務所作成

# 都道府県は国の目標を踏まえ、「数値目標」と「達成期限」を設定

**【抜粋】「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（平成30年7月6日付局長通知）**

4．項目ごとの策定要領
（5）里親等への委託の推進に向けた取組
②里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み
（計画策定に当たっての留意点）

iii

○国においては、
「**概ね7年以内（3歳未満は概ね5年以内）に乳幼児の里親等委託率75％以上**」、「**概ね10 年以内に学童期以降の里親等委託率50％以上**」の実現に向けて、**取組を推進**する。

○**都道府県**においては、
**これまでの地域の実情は踏まえつつも、**
**①子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること**、及び
**②上述した数値目標**
を**十分に念頭に置き**、**個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする子どもの見込み等を踏まえ**、**数値目標と達成期限を設定する**。
なお、数値目標の設定は、（中略）、児童相談所における「家庭養育優先原則」を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるものであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではない。

○国としては、
必要な**支援策を講じる**とともに、**委託率の引き上げの進捗と子どもの状況について丁寧にフォロー**の上、都道府県の**代替養育を必要とする子どもの状況**や**里親等委託の取組状況**を**評価**し、**支援の在り方や進め方**について**検証**する。**進捗状況**は、**毎年、公表**する。

*本文中の朱記、太字及びアンダーライン等は塩崎恭久事務所補足

# 各施設は、概ね10年程度で「小規模かつ地域分散化」を図る計画を策定

**【抜粋】「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（平成30年7月6日付局長通知）**

○施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
iii　児童福祉法第3条の2の規定に則り、「**できる限り良好な家庭的環境**」を確保すべきであり、
**①質の高い個別的なケアを実現**するとともに、
**②小規模かつ地域分散化された施設環境を確保**する（中略）。

○施設の新築、改築、増改築の場合
iv（中略）**今後計画される施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設**の設置を**優先**して進めていくこと。

○本体施設ユニット化を経て独立する場合
v（中略）大舎から小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進める過程で（中略）、
**①本体施設から順次分散化施設を独立させていく方法**や、
**②過渡的に本体施設のユニット化を経て独立**させていく方法
が考えられるが、**どちらの場合にも**、**概ね10 年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画**を、**人材育成も含めて策定**すること。

**過渡的にユニット化**する場合でも
①同一敷地内での**戸建て住宅型**又はグループごとに**独立した玄関のある合築型の施設内ユニット**とするなど、**生活単位を独立**させるとともに
②**地域社会との良好な関係性の構築**を十分に行う（中略）。

vi **既存の施設内ユニット型施設**についても、**概ね10 年程度を目標**に、**小規模かつ地域分散化を進めるための人材育成計画を含めた計画**を立てる。（中略）

○例外
vii 小規模かつ地域分散化の**例外**として、ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、（中略）、生活単位が集合する場合もあり得る。このような場合（中略）、できるだけ**少人数**（**将来的には4人まで**）の生活単位とし、その集合する**生活単位の数も大きくならない**（**概ね4単位程度**まで）（中略）。そのため、厚生労働省としては、（中略）、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。

*本文中の朱記、太字及びアンダーライン等は塩崎恭久事務所補足

# 都道府県社会的養育推進計画について（里親等委託率の目標値）

○ **各都道府県等から提出された計画について里親等委託率の数値目標や里親推進に向けた取組等をレーダーチャートにて取りまとめた上で公表。**
（令和2年8月7日作成、令和３年３月31日更新）

○ 取組の強化を図るため、国において**「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」を策定**（令和３年２月４日）し、令和６年度末時点の３歳未満児の里親等委託率75%以上を目指す自治体等に対して、フォスタリング事業の補助率を嵩上げ（1/2→2/3）すること等により、里親等への委託を推進。

■ は、策定要領に示す国の基準を満たすもの

| | 2018年度末実績 | 5年目（2024年度末） | 7年目（2026年度末） | | 10年目（2029年度末） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 3歳未満 | 3歳未満 | 3歳以上就学前 | 3歳未満 | 3歳以上就学前 | 学童期以降 |
| **国が策定要領で示す数値** | 20.5% | **75.0%以上** | 75.0% | **75.0%以上** | 75.0% | 75.0% | **50.0%以上** |
| 北海道（札幌市） | 34.5%（29.7%） | 84.7% | － | － | － | | |
| 青森県 | 27.8% | 38.5% | － | － | 60.9% | 62.2% | 47.9% |
| 岩手県 | 26.2% | 55.3% | 42.8% | 44.3% | 54.8% | 52.6% | 46.6% |
| 宮城県 | 40.2% | 38.5% | 55.4%（全年齢合計） | | 51.9% | 63.2% | 62.2% |
| 秋田県 | 12.2% | 57.9% | － | － | 40.0% | | |
| 山形県 | 20.0% | 76.2% | － | － | 75.0% | 75.0% | 31.7% |
| 福島県 | 24.6% | 76.3% | 75.0% | 75.0% | 75.0% | 75.0% | 30.0% |
| 茨城県 | 16.8% | 70.0% | － | － | 71.4% | 69.8% | 60.7% |
| 栃木県 | 19.2% | 53.1% | － | 54.4% | － | － | 41.0% |
| 群馬県 | 17.4% | 33.8% | 38.0% | 57.0% | 40.0% | 75.0% | 50.0% |
| 埼玉県（さいたま市） | 18.8%（40.0%） | 36.2% | － | － | － | － | － |
| 千葉県 | 27.9% | 57.0% | － | － | 75.4% | 50.5% | 32.5% |
| 千葉市 | 31.2% | 55.6% | － | － | 73.7% | 74.1% | 50.0% |
| 東京都 | 14.9% | 14.1% | 28.7% | 38.2% | 50.5% | 50.5% | 33.6% |
| 神奈川県 | 16.5% | 34.9% | － | － | 75.0% | 75.0% | 24.6% |
| 新潟県（新潟市） | 40.0%（55.9%） | 40.9% | － | － | 61.0% | 77.0% | 57.0% |
| 富山県 | 18.5% | 46.2% | － | － | 66.7% | 66.7% | 33.3% |
| 石川県（金沢市） | 15.9%（15.4%） | 44.4% | － | － | 60.0% | | 35.0% |
| 福井県 | 16.6% | 33.3% | － | － | 65.0% | 65.0% | 35.0% |
| 山梨県 | 28.8% | 76.1% | － | － | 75.0%以上 | | 50.0%以上 |
| 長野県 | 16.1% | 40.7% | － | － | 75.0% | 67.7% | 36.5% |
| 岐阜県 | 16.1% | 75.9% | － | － | 67.9% | 47.9% | 37.5% |
| 静岡県 | 21.9% | 45.0% | － | － | 65.0% | 58.0% | 46.0% |
| 愛知県 | 15.9% | 28.5% | － | － | 49.4% | 45.7% | 30.1% |
| 三重県 | 28.8% | 48.4% | － | － | 60.0% | 60.0% | 40.0% |
| 滋賀県 | 34.3% | 52.5% | － | － | 73.9% | 65.4% | 60.2% |
| 京都府 | 14.8% | 40.0% | － | － | 40.0% | | 33.0% |
| 大阪府 | 11.6% | 47.0% | － | － | 64.0% | 44.0% | 38.0% |
| 兵庫県 | 19.2% | 37.5% | 44.2% | 37.9% | 55.8% | 46.8% | 47.1% |
| 奈良県 | 17.4% | 27.3% | － | － | 47.0% | 42.0% | 31.0% |
| 和歌山県 | 20.5% | 34.3% | － | － | 55.6% | 46.4% | 42.1% |
| 鳥取県 | 24.6% | 13.9% | － | － | 60.0% | | |
| 島根県 | 23.4% | 36.0% | 41.0% | － | 概ね50%以上 | － | 概ね40%以上 |

| | 2018年度末実績 | 5年目（2024年度末） | 7年目（2026年度末） | | 10年目（2029年度末） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 3歳未満 | 3歳未満 | 3歳以上就学前 | 3歳未満 | 3歳以上就学前 | 学童期以降 |
| **国が策定要領で示す数値** | 20.5% | **75.0%以上** | 75.0% | **75.0%以上** | 75.0% | 75.0% | **50.0%以上** |
| 岡山県（岡山市） | 32.7%（14.0%） | 75.7% | 75.0% | 75.0% | 75.0% | 75.0% | 50.0% |
| 広島県（広島市） | 14.1%（18.8%） | 29.0% | － | － | 43.5% | 44.0% | 42.4% |
| 山口県 | 20.0% | 34.5% | － | － | 45.0% | | |
| 徳島県 | 12.8% | 60.0% | 60.0% | 55.0% | 60.0% | 55.0% | 43.0% |
| 香川県 | 23.8% | 52.0% | 40.5%（全年齢合計） | | 70.0% | 70.0% | 40.0% |
| 愛媛県 | 18.1% | 48.0% | 56.0% | 60.7% | 72.0% | 77.0% | 33.3% |
| 高知県 | 18.7% | 41.2% | － | － | 65.0% | 60.0% | 50.0% |
| 福岡県 | 20.7% | 52.4% | 60.7% | 60.4% | 60.7% | 60.4% | 41.9% |
| 佐賀県 | 31.1% | 75.0% | 63.0% | 75.0% | 76.9% | 81.5% | 48.0% |
| 長崎県 | 17.6% | 62.1% | 75.0% | 37.4% | 75.0% | 50.9% | 40.3% |
| 熊本県（熊本市） | 12.4%（10.8%） | 46.4% | 55.9% | 44.2% | 69.8% | 58.7% | 30.3% |
| 大分県 | 33.1% | 75.8% | － | － | 75.0% | 50.0%～75.0% | 35.0%～50.0% |
| 宮崎県 | 13.4% | 38.2% | － | － | 54.0% | 44.0% | 35.0% |
| 鹿児島県 | 17.5% | 39.7% | 39.7% | 56.5% | 38.6% | 58.2% | 37.4% |
| 沖縄県 | 34.7% | 57.4% | － | － | 40.0% | | |
| 仙台市 | 27.7% | 38.9% | 46.4% | 52.5% | 57.6% | 65.0% | 44.3% |
| 横浜市 | 15.2% | 33.1% | 38.7% | 43.0% | 45.3% | 46.9% | 31.4% |
| 川崎市 | 23.2% | 75.0% | 76.0% | 75.0% | 76.0% | 75.0% | 50.0% |
| 相模原市 | 16.9% | 75.0% | 75.0% | 76.0% | 75.0% | 76.0% | 50.0% |
| 静岡市 | 48.5% | 53.3% | － | － | 64.0% | 58.0% | 52.0% |
| 浜松市 | 26.7% | 75.0% | － | － | 67.0% | 59.0% | 49.0% |
| 名古屋市 | 14.4% | 45.0% | － | － | 70.0% | 30.0% | 30.0% |
| 京都市 | 13.1% | 74.3% | 75.0% | 75.0% | 75.0% | 75.0% | 50.0% |
| 大阪市 | 16.5% | 25.5% | － | － | 41.0% | 42.9% | 33.9% |
| 堺市 | 12.4% | 31.4% | － | － | 46.0% | 37.3% | 32.2% |
| 神戸市 | 12.4% | 37.3% | － | － | 58.3% | | 30.9% |
| 北九州市 | 19.1% | 38.6% | 42.2% | 42.9% | 48.9% | 47.0% | 32.1% |
| 福岡市 | 47.9% | 77.1% | 75.8% | 76.9% | 76.7% | 75.0% | 58.8% |
| 横須賀市 | 18.9% | 35.7% | － | － | 45.0% | | |
| 明石市 | | 85.7% | － | － | 100.0% | 100.0% | 62.1% |

（※） 都道府県社会的養育推進計画を作成した際の目標値とは別に、「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」を踏まえた目標値を設定している場合があり、その場合において、上記では、後者の目標値を令和3年3月31日時点の状況で記載している。

# 網の目が粗すぎる日本の児童相談所設置

| | 日本 | アメリカ | イギリス(イングランド) | ドイツ |
|---|---|---|---|---|
| 人口 | 1億2710万人（H27） | 3億2780万人（H30） | 5560万人（H29） | 8270万人（H29） |
| 根拠法 | ・児童福祉法<br>・児童虐待防止法 | ・児童虐待防止対策法（連邦）<br>・独自の法的、行政的なプログラム（各州） | ・1989年児童法<br>・2004年児童法 | ・社会法典第8編<br>・児童保護法<br>・民法<br>・刑法 |
| 児童虐待の定義 | 保護者がその監護する児童について行う以下の行為をいう。<br>①身体的虐待<br>②性的虐待<br>③ネグレクト<br>④心理的虐待 | ・児童虐待とネグレクト<br>・性的虐待 | 法律上、虐待に特化した定義なし。 | ・法律上の明確な定義なし。<br>・民法第1666条第1項において、「子の福祉の危険」について身体的虐待、精神的虐待、性的虐待、ネグレクトに区分して規定。 |
| 児童虐待対応で調査や子どもの保護を実施している機関 | 児童相談所（都道府県、政令指定都市及び児童相談所設置市が設置） | 児童保護サービス機関（州又は郡の公的な児童福祉部門の一部） | Children Social Care | 青少年局 |
| 設置数 | **220ヵ所(R2.7)**<br>**※1ヵ所当たりの人口約58万人**（※1）<br>全中核市に置設 ＋57ヵ所 **46万人に1ヵ所**<br>さらに全特別区に設置 ＋20ヵ所 **43万人に1ヵ所**<br>合計 297ヵ所 | 各州に置かれているが、児童福祉担当機関の規模は州によって異なる。<br>（例）<br>○ロサンゼルス郡<br>人口約870万人/CPS17支所<br>**1支所当たりの人口約51万人**（※1）<br>○マサチューセッツ州（精査中）<br>人口約686万人/DCF地域事務所28ヶ所<br>**1地方事務所当たりの人口約24万人**（※1）<br>○オレゴン州（精査中）<br>人口約414万人/DHSの虐待通報窓口36ヶ所<br>**1窓口当たりの人口約12万人**（※1） | 各地方自治体（152自治体）に置かれている。<br>大きな地方自治体によっては、支部等が置かれているが、どのような配置にするかは地方自治体によって異なる。<br>**※1自治体当たりの人口約37万人**（※1） | 広域主体（16州）に一つの州青少年局、地域主体に一つの青少年局が置かれている（511ヶ所）。<br>**※1ヵ所当たりの人口約16万人**（※1） |

※1　人口を機械的に割ったもの。
※2　アメリカでChild protective servicesを担う行政機関は、州によって名称が異なる。（Department of Children & Families, Department of Human Services等）
【出典】外務省HP、マサチューセッツ州DCFHP、オレゴン州DHSHP、アメリカ統計局HP、イギリス統計局HP
平成26年厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ（アメリカ、イギリス、ドイツ）
「アメリカ・イギリス・北欧における 児童虐待対応について」（児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会（第3回）（平成26年10月31日） 増沢 高氏（子どもの虹情報研修センター研修部長）提出資料）
岩志和一郎編著「児童福祉と司法の間の子の福祉－ドイツにみる児童虐待防止のための諸力連携－」（尚学社）（2018年11月）　（出典）厚労省資料より塩崎恭久事務所作成

## フォスタリング機関による里親等支援

### 「新しい社会的養育ビジョン」【抜粋】（平成29年8月2日）

**≪フォスタリング機関とは？≫**
里親のリクルート、登録から子どもの委託、措置解除に至るまでの一連の過程及び委託後の里親養育（一連の包括的な業務をフォスタリング業務と呼ぶ）は、里親とフォスタリング業務を行う組織がチームを組みながら行うことで質の高いものとすることが求められる。そのため、フォスタリング業務を包括的に行う機関（以下、フォスタリング機関）は十分な専門性と経験を積んだ多職種人材からなるソーシャルワークを集団で行う組織であることが必須である。（P33）

**≪「家庭養育優先原則」の徹底とフォスタリング機関創設≫**
（5）乳幼児の家庭養育原則の徹底と、年限を明確にした取組目標
特に就学前の子どもは、家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止する。このため、遅くとも平成32 年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。（P3～4）

### 「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」【抜粋】（平成30年7月6日）

・ 2020年度までに、各都道府県において、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）の包括的な実施体制を構築すること。（P14）

## 里親養育包括支援（フォスタリング）事業イメージ

【令和３年度予算】２１３億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

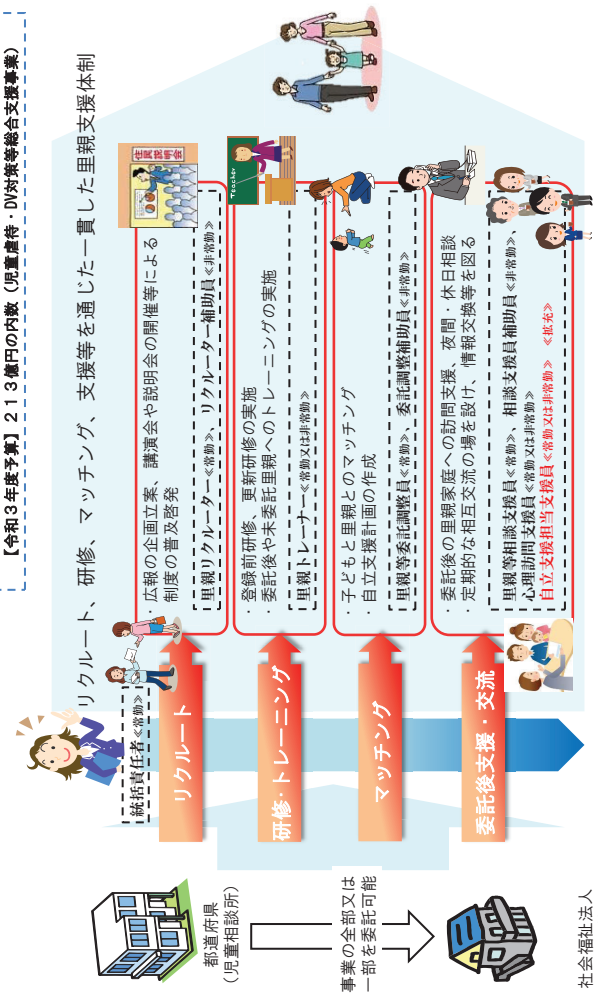

# 里親養育包括支援（フォスタリング）事業の自治体別交付決定額（令和３年度）

○　令和３年度における里親養育包括支援（フォスタリング）事業の自治体別の交付決定額は以下のとおり。
（国負担１／２（又は２／３），都道府県・指定都市・児童相談所設置市負担１／２（又は１／３））
※里親等委託推進提案型事業については定額（国負担１０／１０相当）

| 自治体名 | 交付決定額 |
|---|---|
| 北海道 | 18,972,000 |
| 青森県 | 9,663,000 |
| 岩手県 | 4,178,000 |
| 宮城県 | 29,670,000 |
| 秋田県 | 9,448,000 |
| 山形県 | 5,513,000 |
| 福島県 | 9,168,000 |
| 茨城県 | 45,988,000 |
| 栃木県 | 28,300,000 |
| 群馬県 | 12,458,000 |
| 埼玉県 | 54,167,000 |
| 千葉県 | 17,746,000 |
| 東京都 | 160,895,000 |
| 神奈川県 | 36,728,000 |
| 新潟県 | 6,405,000 |
| 富山県 | 4,342,000 |
| 石川県 | 4,467,000 |
| 福井県 | 7,719,000 |
| 山梨県 | 19,950,000 |
| 長野県 | 12,639,000 |
| 岐阜県 | 60,124,000 |
| 静岡県 | 25,437,000 |
| 愛知県 | 16,877,000 |
| 三重県 | 26,421,000 |
| 滋賀県 | 15,045,000 |

| 自治体名 | 交付決定額 |
|---|---|
| 京都府 | 3,202,000 |
| 大阪府 | 107,477,000 |
| 兵庫県 | 43,210,000 |
| 奈良県 | 6,110,000 |
| 和歌山県 | 30,748,000 |
| 鳥取県 | 7,783,000 |
| 島根県 | 1,830,000 |
| 岡山県 | 3,628,000 |
| 広島県 | 8,449,000 |
| 山口県 | 15,189,000 |
| 徳島県 | 6,476,000 |
| 香川県 | 3,005,000 |
| 愛媛県 | 350,000 |
| 高知県 | 28,804,000 |
| 福岡県 | 83,622,000 |
| 佐賀県 | 39,968,000 |
| 長崎県 | 12,020,000 |
| 熊本県 | 62,336,000 |
| 大分県 | 20,643,000 |
| 宮崎県 | 18,566,000 |
| 鹿児島県 | 3,137,000 |
| 沖縄県 | 15,666,000 |
| 札幌市 | 22,852,000 |
| 仙台市 | 3,363,000 |
| さいたま市 | 2,858,000 |

| 自治体名 | 交付決定額 |
|---|---|
| 千葉市 | 15,108,000 |
| 港区 | 25,665,000 |
| 世田谷区 | 30,254,000 |
| 豊島区 | 895,000 |
| 荒川区 | 19,085,000 |
| 江戸川区 | 26,962,000 |
| 横浜市 | 19,277,000 |
| 川崎市 | 56,814,000 |
| 相模原市 | 4,641,000 |
| 新潟市 | 2,035,000 |
| 静岡市 | 12,266,000 |
| 浜松市 | 4,365,000 |
| 名古屋市 | 22,196,000 |
| 京都市 | 18,435,000 |
| 大阪市 | 54,952,000 |
| 堺市 | 7,347,000 |
| 神戸市 | 10,277,000 |
| 岡山市 | 3,070,000 |
| 広島市 | 4,435,000 |
| 北九州市 | 3,815,000 |
| 福岡市 | 42,402,000 |
| 熊本市 | 37,000,000 |
| 横須賀市 | 3,486,000 |
| 金沢市 | 300,000 |
| 明石市 | 8,060,000 |
| 合計 | 1,626,754,000 |

# 都道府県別フォスタリング事業の実施状況（令和２年度）

「里親養育包括支援事業」（フォスタリング事業）による国庫補助を受けて実施された事業の実施状況は以下のとおり。

（ 令和元年度（実績）：68自治体（70自治体中）、222か所（延べ） → **令和２年度（実績）：73自治体（73自治体中）、275か所（＋53）（延べ）** ）

| 自治体名 | か所数 | | | 実施機関詳細 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 公営 | 民間委託 | | 実施機関名 | ①普及促進・リクルート事業 | ②里親研修・トレーニング事業 | ③里親委託推進等事業 | ④里親訪問等支援事業 | ⑤共働き家庭里親委託促進事業 |
| 北海道 | 10か所 | 9か所 | 1か所 | 公営 | 北海道（本庁） | ○ | ○ | ○ | | |
| | | | | | 北海道中央児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 北海道旭川児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 北海道帯広児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 北海道釧路児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 北海道函館児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 北海道北見児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 北海道岩見沢児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 北海道室蘭児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 民間 | 一般社団法人　北海道里親会連合会 | ○ | | | ○ | |
| 青森県 | 5か所 | 1か所 | 4か所 | 公営 | 中央児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 民間 | 社会福祉法人　藤聖母園 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 社会福祉法人　ひまわり乳児院 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 社会福祉法人　弘前乳児院 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 青森県里親連合会 | ○ | | ○ | ○ | |
| 岩手県 | 4か所 | 4か所 | － | 公営 | 岩手県（本庁） | | ○ | | | |
| | | | | | 岩手県福祉総合相談センター | ○ | ○ | ○ | | |
| | | | | | 岩手県一関児童相談所 | ○ | ○ | ○ | | |
| | | | | | 岩手県宮古児童相談所 | ○ | ○ | ○ | | |
| 宮城県 | 7か所 | 4か所 | 3か所 | 公営 | 宮城県 | ○ | ○ | | | |
| | | | | | 中央児童相談所 | | | ○ | | |
| | | | | | 北部児童相談所 | | | ○ | | |
| | | | | | 東部児童相談所 | | | ○ | | |
| | | | | 民間 | みやぎ里親支援センターけやき | ○ | | ○ | ○ | |
| | | | | | 恩賜財団母子愛育会 | | ○ | | | |
| | | | | | 宮城県なごみの会 | | ○ | | | |
| 秋田県 | 9か所 | 4か所 | 5か所 | 公営 | 各児童相談所（3箇所）及び主管課 | | | ○ | | |
| | | | | 民間 | 秋田赤十字乳児院 | ○ | ○ | | ○ | |
| | | | | | 陽清学園 | ○ | ○ | | ○ | |
| | | | | | 感恩講児童保育院 | ○ | ○ | | ○ | |
| | | | | | 聖園天使園 | ○ | ○ | | ○ | |
| | | | | | 県南愛児園 | ○ | ○ | | ○ | |
| 山形県 | 3か所 | 1か所 | 2か所 | 公営 | 山形県 | ○ | ○ | | | |
| | | | | 民間 | 社会福祉法人　寒河江学園 | ○ | ○ | | ○ | |
| | | | | | 社会福祉法人　恩賜財団済生会支部山形県済生会 | | ○ | | | |
| 福島県 | 4か所 | 4か所 | － | 公営 | 中央児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 県中児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 会津児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 浜児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 茨城県 | 9か所 | 5か所 | 4か所 | 公営 | 中央児童相談所 | | | ○ | ○ | |
| | | | | | 日立児童相談所 | | | ○ | ○ | |
| | | | | | 鉾田児童相談所 | | | ○ | ○ | |
| | | | | | 土浦児童相談所 | | | ○ | ○ | |
| | | | | | 筑西児童相談所 | | | ○ | ○ | |
| | | | | 民間 | 社会福祉法人　同仁会　児童家庭支援センターあいびー | ○ | | | | |
| | | | | | 社会福祉法人　同仁会　つくば香風寮 | ○ | | | | |
| | | | | | 社会福祉法人　茨城県道心園 | | ○ | | | |
| | | | | | 社会福祉法人　誉田会 | | ○ | | | |
| 栃木県 | 5か所 | 3か所 | 2か所 | 公営 | 中央児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 県南児童相談所 | ○ | | ○ | ○ | |
| | | | | | 県北児童相談所 | ○ | | ○ | ○ | |
| | | | | 民間 | 一般財団法人　栃木県里親連合会 | ○ | ○ | | | |
| | | | | | 社会福祉法人　恩賜財団母子愛育会 | | ○ | | | |
| 群馬県 | 7か所 | 4か所 | 3か所 | 公営 | 中央児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 中央児童相談所北部支所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 西部児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 東部児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 民間 | 群馬県里親の会 | | | | ○ | |
| | | | | | 群馬県児童養護施設連絡協議会 | | ○ | | | |
| | | | | | 社会福祉法人　恩賜財団母子愛育会 | | ○ | | | |

| 自治体名 | か所数 | | | 実施機関詳細 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 公営 | 民間委託 | | 実施機関名 | ①普及促進・リクルート事業 | ②里親研修・トレーニング事業 | ③里親委託推進等事業 | ④里親訪問等支援事業 | ⑤共働き家庭里親委託促進事業 |
| 埼玉県 | 9か所 | 7か所 | 2か所 | 公営 | 中央児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 南児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 川越児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 所沢児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 熊谷児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 越谷児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 草加児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 民間 | 特定非営利活動法人　キーアセット | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 一般社団法人　埼玉県里親会 | | ○ | | ○ | |
| 千葉県 | 4か所 | － | 4か所 | 民間 | 特定非営利活動法人　子ども家庭サポートセンターちば | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 特定非営利活動法人　ちばこどもおうえんだん | ○ | | | | |
| | | | | | 千葉県里親会 | | | | ○ | |
| | | | | | 社会福祉法人　恩賜財団母子愛育会 | | ○ | | | |
| 東京都 | 6か所 | － | 6か所 | 民間 | 特定非営利活動法人　キーアセット | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 一般社団法人　東京公認心理師協会 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 社会福祉法人　二葉保育園二葉乳児院 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 社会福祉法人　二葉保育園二葉学園 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 養育家庭の会 | | ○ | | ○ | |
| | | | | | 特定非営利活動法人　バディチーム | | | | ○ | |
| 神奈川県 | 12か所 | 6か所 | 6か所 | 公営 | 中央児童相談所 | ○ | ○ | ○ | | |
| | | | | | 平塚児童相談所 | ○ | ○ | ○ | | |
| | | | | | 鎌倉三浦地域児童相談所 | ○ | ○ | ○ | | |
| | | | | | 小田原児童相談所 | ○ | ○ | ○ | | |
| | | | | | 厚木児童相談所 | ○ | ○ | ○ | | |
| | | | | | 子ども自立生活支援センター | ○ | ○ | ○ | | |
| | | | | 民間 | 里親センター | ○ | ○ | ○ | | |
| | | | | | 家庭養育支援センター（５箇所） | ○ | ○ | ○ | | |
| 新潟県 | 6か所 | 4か所 | 2か所 | 公営 | 新潟県 | ○ | | | ○ | |
| | | | | | 中央児童相談所 | | ○ | | ○ | |
| | | | | | 長岡児童相談所 | | ○ | | ○ | |
| | | | | | 上越児童相談所 | | ○ | | ○ | |
| | | | | 民間 | 社会福祉法人　恩賜財団母子愛育会 | ○ | | | | |
| | | | | | 社会福祉法人　新潟カリタス会 | | ○ | | | |
| 富山県 | 3か所 | － | 3か所 | 民間 | 日本赤十字社富山県支部 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 社会福祉法人　恩賜母子愛育会 | | ○ | | | |
| | | | | | 富山県里親会 | | | | ○ | |
| 石川県 | 3か所 | 2か所 | 1か所 | 公営 | 中央児童相談所 | ○ | ○ | | ○ | |
| | | | | | 七尾児童相談所 | ○ | ○ | | ○ | |
| | | | | 民間 | 社会福祉法人　松寿園 | ○ | ○ | | | |
| 福井県 | 2か所 | 2か所 | － | 公営 | 総合福祉相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 敦賀児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 山梨県 | 1か所 | 1か所 | － | 公営 | 中央児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 長野県 | 3か所 | 2か所 | 1か所 | 公営 | 中央児童相談所 | ○ | ○ | ○ | | |
| | | | | | 松本児童相談所 | | | ○ | | |
| | | | | 民間 | うえだみなみ乳児院 | ○ | | | ○ | |
| 岐阜県 | 11か所 | 6か所 | 5か所 | 公営 | 子ども家庭課 | ○ | | ○ | | |
| | | | | | 中央子ども相談センター | ○ | | ○ | | |
| | | | | | 西濃子ども相談センター | ○ | | | | |
| | | | | | 中濃子ども相談センター | ○ | | | | |
| | | | | | 東濃子ども相談センター | ○ | | | | |
| | | | | | 飛騨子ども相談センター | ○ | | | | |
| | | | | 民間 | 社会福祉法人　日本児童育成園 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 社会福祉法人　樹心会 | ○ | | ○ | ○ | |
| | | | | | 社会福祉法人　桜友会 | ○ | | ○ | ○ | |
| | | | | | 社会福祉法人　カトリック名古屋教区報恩会 | ○ | | ○ | ○ | |
| | | | | | 社会福祉法人　飛騨慈光会 | ○ | | ○ | ○ | |
| 静岡県 | 8か所 | 5か所 | 3か所 | 公営 | 賀茂児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 東部児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 富士児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 中央児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 西部児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 民間 | 恵明学園児童家庭支援センタースマイル | ○ | ○ | | ○ | |
| | | | | | 誠信会児童家庭支援センターパラソル | ○ | ○ | | ○ | |
| | | | | | 児童家庭支援センターはるかぜ | ○ | ○ | | ○ | |

| 自治体名 | か所数 | | | 実施機関詳細 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 公営 | 民間委託 | | 実施機関名 | ①普及促進・リクルート事業 | ②里親研修・トレーニング事業 | ③里親委託推進等事業 | ④里親訪問等支援事業 | ⑤共働き家庭里親委託促進事業 |
| 愛知県 | 4か所 | 3か所 | 1か所 | | 愛知県 | ○ | ○ | | | |
| | | | | 公営 | 中央児童・障害者相談センター | | | ○ | ○ | |
| | | | | | 西三河児童・障害者相談センター | | | ○ | ○ | |
| | | | | 民間 | 社会福祉法人　中日新聞社会事業団 | ○ | ○ | | | |
| 三重県 | 12か所 | 7か所 | 5か所 | 公営 | 児童相談センター（県内6児童相談所含む） | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 民間 | 社会福祉法人　アパティア福祉会 | ○ | ○ | | ○ | |
| | | | | | 社会福祉法人　名張厚生協会 | ○ | ○ | | ○ | |
| | | | | | 特定非営利活動法人　子どもＮＰＯサポートセンター | ○ | ○ | | | |
| | | | | | 社会福祉法人　恩賜財団母子愛育会及び児童養護施設・乳児院 | | ○ | | | |
| | | | | | 一般社団法人　三重県里親会 | | | | ○ | |
| 滋賀県 | 1か所 | － | 1か所 | 民間 | 社会福祉法人　小鳩会 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 京都府 | 1か所 | 1か所 | － | 公営 | 家庭支援総合センター | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 大阪府 | 5か所 | － | 5か所 | 民間 | 特定非営利活動法人　キーアセット | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 公益社団法人　家庭養護促進協会 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 社会福祉法人　和泉乳児院 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 社会福祉法人　大阪水上隣保館 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | NPO法人　里親子支援機関えがお | | | | ○ | |
| 兵庫県 | 6か所 | 5か所 | 1か所 | 公営 | 中央こども家庭センター | ○ | | ○ | ○ | |
| | | | | | 西宮こども家庭センター | ○ | | ○ | ○ | |
| | | | | | 川西こども家庭センター | ○ | | ○ | ○ | |
| | | | | | 姫路こども家庭センター | ○ | | ○ | ○ | |
| | | | | | 豊岡こども家庭センター | ○ | | ○ | ○ | |
| | | | | 民間 | 公益社団法人　家庭養護促進協会 | ○ | ○ | | ○ | |
| 奈良県 | 3か所 | 1か所 | 2か所 | 公営 | こども家庭相談センター（児童相談所） | ○ | | ○ | ○ | |
| | | | | 民間 | 社会福祉法人　天理 | ○ | ○ | | ○ | |
| | | | | | 社会福祉法人　恩賜財団母子愛育会 | | ○ | | | |
| 和歌山県 | 4か所 | 2か所 | 2か所 | 公営 | 和歌山県 | ○ | | | | |
| | | | | | 和歌山県子ども・女性・障害者相談者センター | | | ○ | | |
| | | | | 民間 | 里親支援機関「なでしこ」 | ○ | ○ | | ○ | |
| | | | | | 里親支援機関ほっと | ○ | ○ | | ○ | |
| 鳥取県 | 1か所 | － | 1か所 | 民間 | 社会福祉法人　鳥取こども学園 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 島根県 | 8か所 | 5か所 | 3か所 | 公営 | 島根県青少年家庭課 | ○ | | | | |
| | | | | | 中央児童相談所 | | ○ | | | |
| | | | | | 出雲児童相談所 | | ○ | | | |
| | | | | | 浜田児童相談所 | | ○ | | | |
| | | | | | 益田児童相談所 | | ○ | | | |
| | | | | 民間 | 島根県里親会 | ○ | ○ | | | |
| | | | | | 島根県社会福祉士会 | ○ | | | | |
| | | | | | 恩賜財団母子愛育会 | | ○ | | | |
| 岡山県 | 3か所 | 3か所 | － | 公営 | 中央児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 倉敷児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 津山児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 広島県 | 4か所 | 3か所 | 1か所 | 公営 | 西部こども家庭センター | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 東部こども家庭センター | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 北部こども家庭センター | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 民間 | 株式会社みづま | ○ | | | | |
| 山口県 | 1か所 | － | 1か所 | 民間 | 社会福祉法人　防府海北園 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 徳島県 | 3か所 | 1か所 | 2か所 | 公営 | 徳島県 | ○ | ○ | | | |
| | | | | 民間 | こども家庭支援センターひかり | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 徳島赤十字乳児院 | ○ | | ○ | ○ | |
| 香川県 | 5か所 | 1か所 | 4か所 | 公営 | 香川県子ども女性相談センター（児童相談所） | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 民間 | 社会福祉法人　弘善会（児童養護施設　讃岐学園） | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 社会福祉法人　四恩の里（児童養護施設　亀山学園） | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 社会福祉法人　恵愛福祉事業団<br>（児童養護施設　恵愛学園、児童家庭支援センターけいあい） | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 社会福祉法人　イエス団（乳児院　神愛館） | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 愛媛県 | 1か所 | － | 1か所 | 民間 | 愛媛県里親連合会 | ○ | ○ | | | |
| 高知県 | 1か所 | － | 1か所 | 民間 | 社会福祉法人（乳児院） | ○ | ○ | | ○ | |
| 福岡県 | 9か所 | 6か所 | 3か所 | 公営 | 福岡児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 久留米児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 田川児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 大牟田児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 宗像児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 京築児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 民間 | 特定非営利活動法人　キーアセット | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 社会福祉法人　慈愛会 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 子ども家庭支援センターあまぎやま | | ○ | | | |
| 佐賀県 | 2か所 | 1か所 | 1か所 | 公営 | 佐賀県中央児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 民間 | 社会福祉法人　慈恵会 | ○ | ○ | ○ | | |
| 長崎県 | 3か所 | 2か所 | 1か所 | 公営 | 長崎こども・女性・障害者支援センター | | | ○ | ○ | |
| | | | | | 佐世保こども・女性・障害者支援センター | | | ○ | ○ | |
| | | | | 民間 | 社会福祉法人　光と緑の園 | ○ | ○ | | | |

| 自治体名 | か所数 | | | 実施機関詳細 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 公営 | 民間委託 | | 実施機関名 | ①普及促進・リクルート事業 | ②里親研修・トレーニング事業 | ③里親委託推進等事業 | ④里親訪問等支援事業 | ⑤共働き家庭里親委託促進事業 |
| 熊本県 | 4か所 | 2か所 | 2か所 | 公営 | 熊本県中央児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 熊本県八代児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 民間 | 社会福祉法人　慈愛園 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 特定非営利活動法人　優里の会 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 大分県 | 2か所 | 1か所 | 1か所 | 公営 | 中央児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 民間 | 大分県里親会 | | | | ○ | |
| 宮崎県 | 3か所 | － | 3か所 | 民間 | 特定非営利活動法人　みやざき子ども文化センター | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 子ども家庭支援センターつぼみ | | ○ | | | |
| | | | | | 児童家庭支援センターゆうりん | | ○ | | | |
| 鹿児島県 | 3か所 | 1か所 | 2か所 | 公営 | 中央児童相談所 | | | ○ | ○ | |
| | | | | 民間 | 鹿児島県里親会 | ○ | ○ | | ○ | |
| | | | | | 児童養護施設　南さつま子どもの家 | | ○ | | | |
| 沖縄県 | 4か所 | 2か所 | 2か所 | 公営 | 沖縄県中央児童相談所 | | | ○ | ○ | |
| | | | | | 沖縄県コザ児童相談所 | | | ○ | ○ | |
| | | | | 民間 | 沖縄県里親会 | | ○ | | ○ | |
| | | | | | 社会福祉法人　袋中園吉水寮（乳児院） | ○ | ○ | | | |
| 札幌市 | 7か所 | 1か所 | 6か所 | 公営 | 札幌市児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 民間 | 社会福祉法人　常徳会 | | ○ | | | |
| | | | | | 社会福祉法人　北翔会 | | ○ | | | |
| | | | | | 札幌市里親会 | ○ | | | ○ | |
| | | | | | 社会福祉法人　扶桑苑 | | ○ | | | |
| | | | | | 社会福祉法人　麦の子会 | | ○ | | | |
| | | | | | 社会福祉法人　恩賜財団母子愛育会 | | ○ | | | |
| 仙台市 | 2か所 | 2か所 | － | 公営 | 仙台市児童相談所 | | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 子供未来局子供育成部子供家庭支援課 | | ○ | | | |
| さいたま市 | 1か所 | 1か所 | － | 公営 | さいたま市南部児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 千葉市 | 2か所 | 1か所 | 1か所 | 公営 | 千葉市児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 民間 | 特定非営利活動法人　キーアセット | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 横浜市 | 2か所 | 2か所 | － | 公営 | こども青少年局こども家庭課 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 中央児童相談所 | | | ○ | | |
| 川崎市 | 3か所 | 1か所 | 2か所 | 公営 | こども家庭センター（中央児童相談所） | | | ○ | | |
| | | | | 民間 | 特定非営利活動法人　キーアセット | ○ | ○ | | ○ | |
| | | | | | 社会福祉法人　厚生館福祉会 | ○ | ○ | | ○ | |
| 相模原市 | 2か所 | 1か所 | 1か所 | 公営 | 相模原市児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 民間 | 社会福祉法人　中心会 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 新潟市 | 1か所 | 1か所 | － | 公営 | 新潟市児童相談所 | ○ | ○ | | | |
| 静岡市 | 1か所 | － | 1か所 | 民間 | 特定非営利活動法人　静岡市里親支援センター | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 浜松市 | 1か所 | 1か所 | － | 公営 | 浜松市児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 名古屋市 | 1か所 | 1か所 | － | 公営 | 名古屋市児童相談所 | ○ | | ○ | ○ | |
| 京都市 | 3か所 | 1か所 | 2か所 | 公営 | 京都市子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課 | ○ | | | | |
| | | | | 民間 | 社会福祉法人　積慶園 | | ○ | | ○ | |
| | | | | | 京都市里親会 | ○ | ○ | | | |
| 大阪市 | 3か所 | 1か所 | 2か所 | 公営 | 大阪市こども相談センター | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 民間 | 公益社団法人　家庭養護促進協会 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 大阪市里親会 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 堺市 | 1か所 | 1か所 | － | 公営 | 堺市児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 神戸市 | 2か所 | 2か所 | － | 公営 | 神戸市こども家庭センター | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | 神戸市こども家庭局家庭支援課 | ○ | | | | |
| 岡山市 | 1か所 | 1か所 | － | 公営 | 岡山市こども総合相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 広島市 | 1か所 | 1か所 | － | 公営 | 広島市児童相談所 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 北九州市 | 1か所 | 1か所 | － | 公営 | 北九州市子ども総合センター（児童相談所） | ○ | | ○ | | |
| 福岡市 | 2か所 | 1か所 | 1か所 | 公営 | 福岡市こども総合相談センター（児童相談所） | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 民間 | 特定非営利活動法人　キーアセット | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 熊本市 | 1か所 | 1か所 | － | 公営 | 熊本市児童相談所 | ○ | | ○ | | |
| 横須賀市 | 1か所 | 1か所 | － | 公営 | 横須賀市児童相談所 | | ○ | ○ | | |
| 金沢市 | 3か所 | 1か所 | 2か所 | 公営 | 金沢市児童相談所 | ○ | ○ | ○ | | |
| | | | | 民間 | 社会福祉法人　享誠塾 | | ○ | ○ | | |
| | | | | | 社会福祉法人　梅光会 | | ○ | ○ | | |
| 明石市 | 2か所 | 1か所 | 1か所 | 公営 | 明石こどもセンター | ○ | | | | |
| | | | | 民間 | 公益社団法人　家庭養護促進協会神戸事務所 | ○ | ○ | | | |
| 世田谷区 | 5か所 | － | 5か所 | 民間 | 社会福祉法人　東京育成園 | ○ | ○ | | | |
| | | | | | 一般社団法人　東京公認心理師協会 | | | ○ | ○ | |
| | | | | | 社会福祉法人　二葉保育園二葉乳児院 | | ○ | ○ | | |
| | | | | | 養育家庭の会 | | | | ○ | |
| | | | | | 特定非営利活動法人　バディチーム | | | | ○ | |
| 江戸川区 | 1か所 | － | 1か所 | 民間 | 社会福祉法人　二葉保育園二葉乳児院 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 荒川区 | 1か所 | － | 1か所 | 民間 | 社会福祉法人　二葉保育園二葉乳児院 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| （計） | 275か所 | 146か所 | 129か所 | | | | | | | |

## 里親支援専門相談員の配置状況

○　児童養護施設等に配置された里親支援専門相談員の自治体別の状況は以下のとおり（令和２年10月１日現在）

○　里親支援専門相談員の配置に必要な人件費等の費用として、１施設当たり年間約５９０万円を措置費から支弁。（国負担１／２，都道府県等負担１／２）

| 自治体名 | 里親支援専門相談員配置施設数 | | |
|---|---|---|---|
| | | 児童養護施設 | 乳児院 |
| 北海道 | 10か所 | 9か所 | 1か所 |
| 青森県 | 9か所 | 6か所 | 3か所 |
| 岩手県 | 8か所 | 6か所 | 2か所 |
| 宮城県 | 1か所 | 1か所 | 0か所 |
| 秋田県 | 5か所 | 4か所 | 1か所 |
| 山形県 | 6か所 | 5か所 | 1か所 |
| 福島県 | 5か所 | 5か所 | 0か所 |
| 茨城県 | 18か所 | 15か所 | 3か所 |
| 栃木県 | 11か所 | 8か所 | 3か所 |
| 群馬県 | 3か所 | 0か所 | 3か所 |
| 埼玉県 | 24か所 | 19か所 | 5か所 |
| 千葉県 | 14か所 | 10か所 | 4か所 |
| 東京都 | 43か所 | 33か所 | 10か所 |
| 神奈川県 | 16か所 | 13か所 | 3か所 |
| 新潟県 | 1か所 | 0か所 | 1か所 |
| 富山県 | 0か所 | 0か所 | 0か所 |
| 石川県 | 3か所 | 3か所 | 0か所 |
| 福井県 | 5か所 | 4か所 | 1か所 |
| 山梨県 | 2か所 | 1か所 | 1か所 |
| 長野県 | 12か所 | 8か所 | 4か所 |
| 岐阜県 | 12か所 | 10か所 | 2か所 |
| 静岡県 | 5か所 | 5か所 | 0か所 |
| 愛知県 | 14か所 | 10か所 | 4か所 |
| 三重県 | 12か所 | 9か所 | 3か所 |

| 自治体名 | 里親支援専門相談員配置施設数 | | |
|---|---|---|---|
| | | 児童養護施設 | 乳児院 |
| 滋賀県 | 5か所 | 4か所 | 1か所 |
| 京都府 | 3か所 | 1か所 | 2か所 |
| 大阪府 | 20か所 | 18か所 | 2か所 |
| 兵庫県 | 9か所 | 8か所 | 1か所 |
| 奈良県 | 2か所 | 2か所 | 0か所 |
| 和歌山県 | 7か所 | 6か所 | 1か所 |
| 鳥取県 | 7か所 | 5か所 | 2か所 |
| 島根県 | 2か所 | 1か所 | 1か所 |
| 岡山県 | 5か所 | 5か所 | 0か所 |
| 広島県 | 7か所 | 6か所 | 1か所 |
| 山口県 | 11か所 | 10か所 | 1か所 |
| 徳島県 | 2か所 | 1か所 | 1か所 |
| 香川県 | 4か所 | 3か所 | 1か所 |
| 愛媛県 | 5か所 | 5か所 | 0か所 |
| 高知県 | 6か所 | 5か所 | 1か所 |
| 福岡県 | 14か所 | 11か所 | 3か所 |
| 佐賀県 | 6か所 | 5か所 | 1か所 |
| 長崎県 | 8か所 | 7か所 | 1か所 |
| 熊本県 | 9か所 | 8か所 | 1か所 |
| 大分県 | 9か所 | 8か所 | 1か所 |
| 宮崎県 | 11か所 | 9か所 | 2か所 |
| 鹿児島県 | 14か所 | 11か所 | 3か所 |
| 沖縄県 | 2か所 | 1か所 | 1か所 |
| 札幌市 | 6か所 | 5か所 | 1か所 |

| 自治体名 | 里親支援専門相談員配置施設数 | | |
|---|---|---|---|
| | | 児童養護施設 | 乳児院 |
| 仙台市 | 6か所 | 4か所 | 2か所 |
| さいたま市 | 4か所 | 2か所 | 2か所 |
| 千葉市 | 3か所 | 3か所 | 0か所 |
| 横浜市 | 3か所 | 0か所 | 3か所 |
| 川崎市 | 6か所 | 4か所 | 2か所 |
| 相模原市 | 3か所 | 2か所 | 1か所 |
| 新潟市 | 0か所 | 0か所 | 0か所 |
| 静岡市 | 2か所 | 1か所 | 1か所 |
| 浜松市 | 3か所 | 2か所 | 1か所 |
| 名古屋市 | 4か所 | 1か所 | 3か所 |
| 京都市 | 9か所 | 7か所 | 2か所 |
| 大阪市 | 16か所 | 10か所 | 6か所 |
| 堺市 | 4か所 | 4か所 | 0か所 |
| 神戸市 | 11か所 | 8か所 | 3か所 |
| 岡山市 | 4か所 | 3か所 | 1か所 |
| 広島市 | 4か所 | 3か所 | 1か所 |
| 北九州市 | 5か所 | 4か所 | 1か所 |
| 福岡市 | 3か所 | 1か所 | 2か所 |
| 熊本市 | 6か所 | 4か所 | 2か所 |
| 世田谷区 | 2か所 | 2か所 | 0か所 |
| 江戸川区 | 1か所 | 0か所 | 1か所 |
| 横須賀市 | 2か所 | 1か所 | 1か所 |
| 金沢市 | 2か所 | 2か所 | 0か所 |
| 明石市 | 2か所 | 1か所 | 1か所 |
| （計） | 518か所 | 398か所 | 120か所 |

【出典】厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ（令和２年10月１日現在）

# 「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」と補助事業について

### 概要

- **平成30年**に、各都道府県に「都道府県社会的養育推進計画」を策定し、**里親委託率の目標を設定**するよう求めた。
- **令和2年に上記に上乗せして**、更に里親委託を加速するための、**「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の策定を都道府県に求めた**。
- これらのプランを実現するための里親養育包括支援（フォスタリング）事業については、国費補助の下、自治体で実施。**加速化プラン導入時に、①　補助メニュー拡充　②　補助率かさ上げ　を実施**した。

### 補助メニュー拡充について

➢ 自治体が里親を支援するフォスタリング事業は、以下のメニューで平成２９年から実施していた。

・里親のリクルート　・里親の研修・里親と子どものマッチング
・里親への訪問支援　・共働きの里親を支援する事業

➢ 「加速化プラン」導入時に、**以下のメニューを補助対象に追加。**

・里子の進学・就職支援、委託解除後のアフターケア
・里親による障害児養育のモデル事業
・その他自治体提案型の支援事業

➢ これらの補助メニューは、目標にかかわらず全自治体が対象。

### 補助率の嵩上げについて

➢ 左記の補助メニューについては、その事業にかかった経費について、

**一律　１／２　の補助率**

で国費補助を行っていた。

➢ 「加速化プラン」導入時に、**3歳未満児の里親委託率の目標を７５％以上等とした自治体のみ、補助率を嵩上げして　２／３　とする**制度拡充を行い、意欲のある自治体の取組を強力に後押しすることとした。

（※）自治体提案型の支援事業は一律10/10補助

# 里親に支給される手当等の構造

| | | | |
|---|---|---|---|
| 里親手当 | 養育里親 | 児童１人当たり月額 | 90,000円 |
| | 専門里親 | 児童１人当たり月額 | 141,000円 |

※令和２年度予算において、２人目以降の手当額について、1人目と同額に引き上げ

＋

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一般生活費（食費、被服費等） | 乳児 | １人当たり月額 | 59,510円 |
| | 乳児以外 | １人当たり月額 | 51,610円 |

＋

その他（幼稚園費、教育費、医療費、通院費等）

# 里親手当額の推移

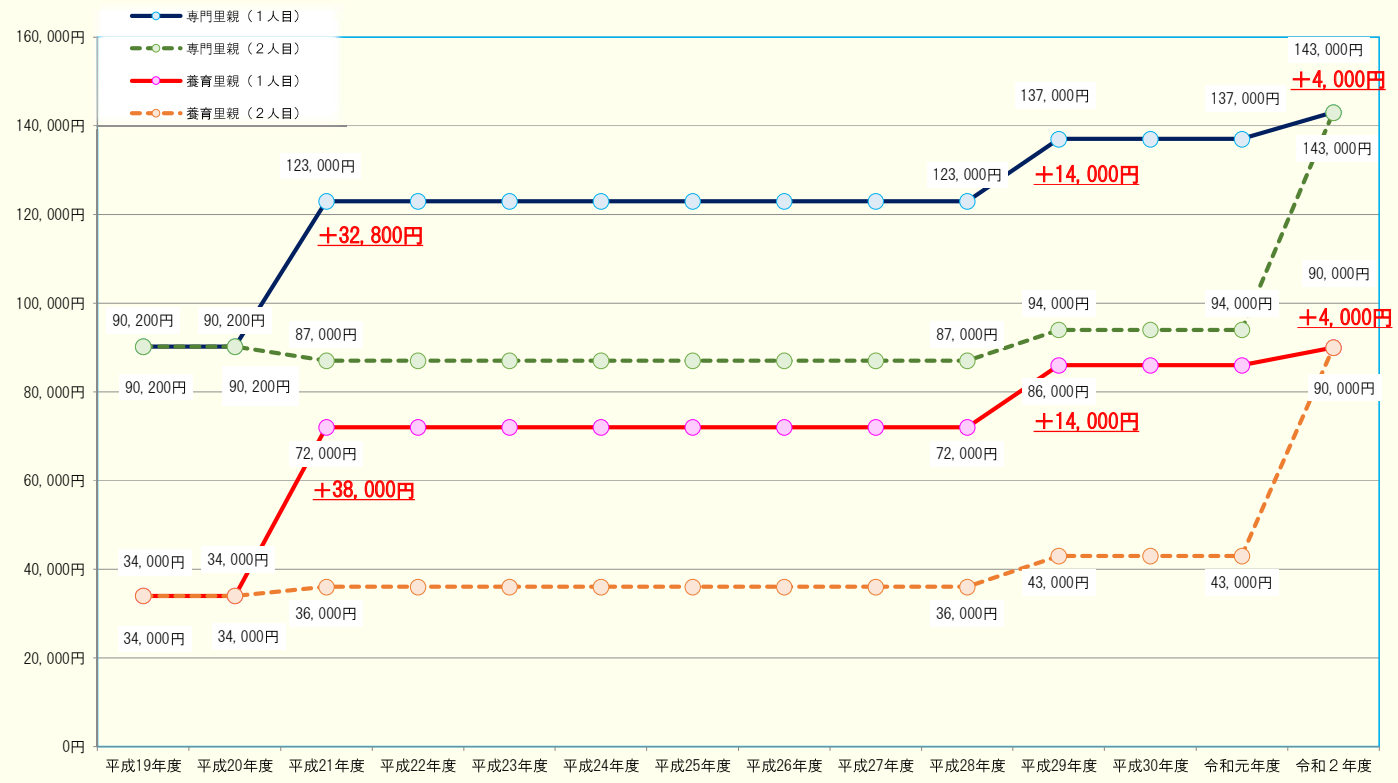

## 前回令和元年の児童福祉法等改正法に基づく検討状況

○　令和元年に成立した児童福祉法等改正法の検討規定に基づき以下の対応等を行う。

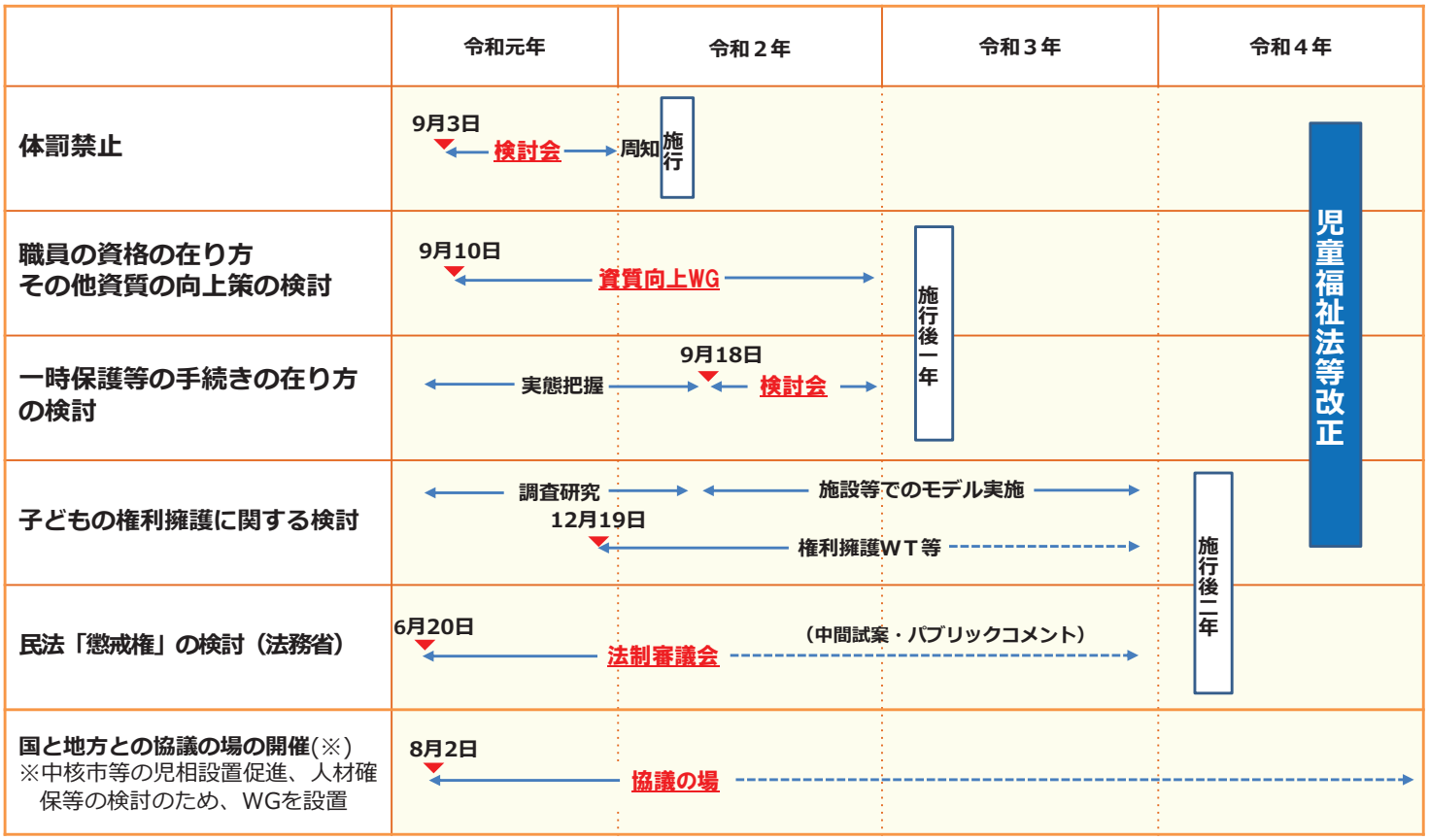


## 「ビジョン」の宿題等、今後の主な課題

### 「ビジョン」関連課題

- ●里親、施設での「ケアニーズに応じた措置費制度」の創設
- ●施設の高機能化・多機能化と施設体系の見直し
- ●里親制度における専門性向上、多類型化
- ●「在宅措置」の本格制定、「通所措置」の創設
- ●「日本版 Ofsted」の創設

### 里親・特別養子縁組制度の周知徹底

- ●テレビ等での政府広報
- ●教育、医療等の現場での周知、など

### 児童虐待防止対策

- ●要保護児童データのICT・AI活用による早期一元管理・共有システム構築、など

# 児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

## 改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

## 改正の概要

**1．子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充**【児童福祉法、母子保健法】

①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。

③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

**2．一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上**【児童福祉法】

①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。

②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

**3．社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化**【児童福祉法】

①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。

②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

**4．児童の意見聴取等の仕組みの整備**【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

**5．一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入**【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から７日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

**6．子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上**【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。
※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

**7．児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）**【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、所要の改正を行う。

## 施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、７の一部は公布後3月を経過した日、令和５年４月１日又は公布後2年以内で政令で定める日）

# こども家庭センターの設置とサポートプランの作成（１．①関係）

○　市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※　子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所　（令和３年４月時点）

○　この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※　児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ

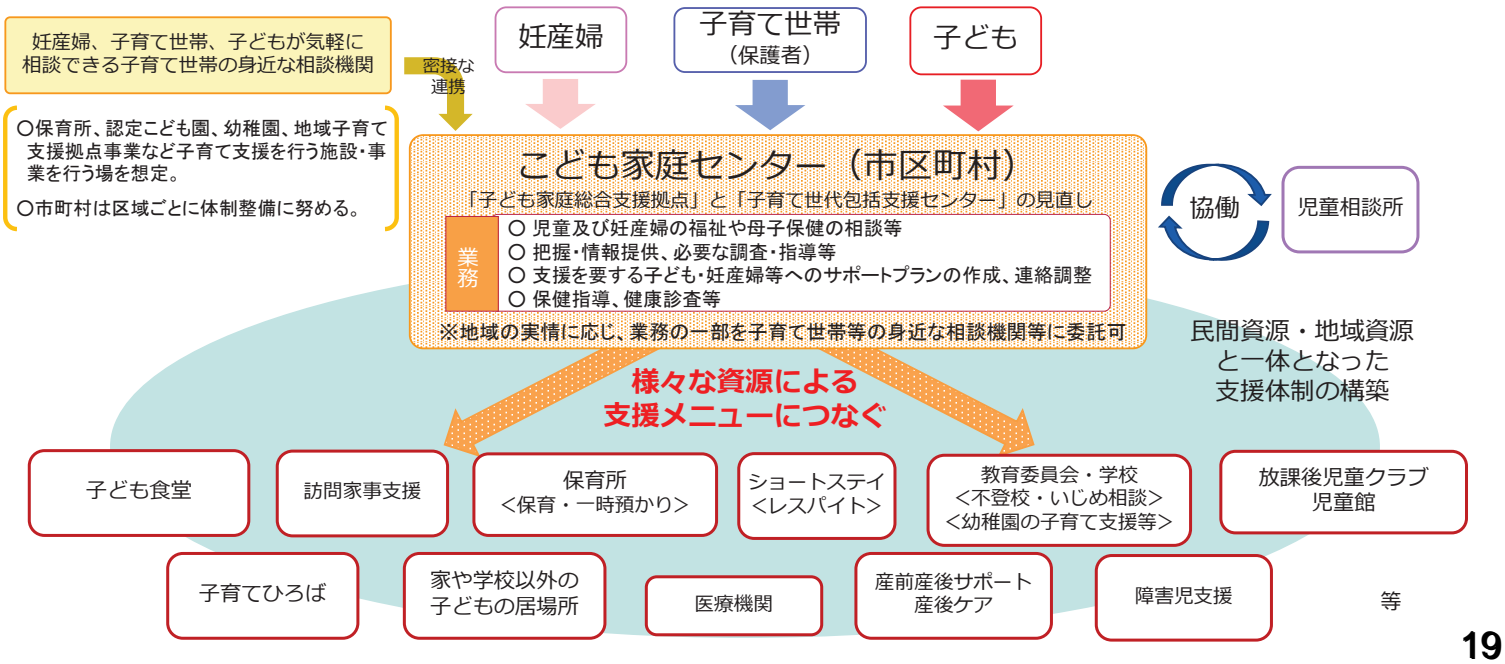

## 市区町村における子育て家庭への支援の充実（１．②関係）

○　要支援・要保護児童（※１）は約23万人、特定妊婦（※２）は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。
※１　保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童　　※２　出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦

○　地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。

○　市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が利用勧奨・措置を実施する。

**新設**

**子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）**

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。
  例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言　等

**児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）**

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う
  例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整　等

**親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）**

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う。
  例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング）　等

**拡充**

**子育て短期支援事業**

- 保護者が子どもと共に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専用人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

**一時預かり事業**

- 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

**地域子ども・子育て支援事業への位置づけ**

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

## 都道府県等・児童相談所による支援の強化（２．関係）

○　児童相談所の業務負荷が著しく増大する中で、民間と協働し、支援の強化を図る必要がある。

○　このため、民間に委託した場合の在宅指導措置の費用を施設等への措置の費用と同様に義務的経費にするとともに、

①　措置解除等の際に親子の生活の再開等を図るため、親子再統合支援事業を制度に位置づける。

②　家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、里親支援センターを児童福祉施設として位置づける。

○　妊婦に対する寄り添いや心理的ケア、出産支援、産後の生活支援など支援を必要とする妊婦に対する包括的な支援事業を制度に位置づける。

**＜親子再統合支援事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）＞**

- 親子の再統合（親子関係の再構築等）が必要と認められる児童とその保護者を対象
- 児童虐待の防止に資する情報の提供、相談、助言等を行う。
  例）ピア・カウンセリング、心理カウンセリング、保護者支援プログラム　等

**＜里親支援センターの設置＞**

- 里親の普及啓発、里親の相談に応じた必要な援助、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整、委託児童等の養育の計画作成といった里親支援事業や、里親や委託児童等に対する相談支援等を行う。
- 里親支援の費用を里親委託の費用と同様に義務的経費とする。

**＜妊産婦等生活援助事業（都道府県等の事業※都道府県、市、福祉事務所設置町村）＞**

- 家庭生活に支障が生じた特定妊婦等とその子ども（親に頼ることができない、出産に備える居宅がない等）を対象
- 住居に入居させ、又は事業所等に通所、訪問により、食事の提供などの日常生活の支援を行う。養育に関する相談・助言、関係機関との連絡調整（産後の母子生活支援施設等へのつなぎ等）、特別養子縁組の情報提供等を行う。

## 社会的養育経験者の自立支援（３．①関係）

○　施設入所等の措置等を解除された者等（措置解除者等）の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことについて、都道府県が行わなければならない業務にするとともに、

①　児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等を弾力化する、

②　生活・就労・自立に関する相談等の機会や措置解除者等の間の相互相談等の場を提供する事業を制度に位置づける。

※　措置解除者等：年間7,964人（平成30年度）

**＜児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等の弾力化＞**

➢　年齢要件について都道府県知事が認めた時点まで児童自立生活援助の実施を可能（※）にするとともに、教育機関に在学していなければならない等の要件を緩和する。

※　満20歳以降も児童自立生活援助事業を活用して同じ施設等に入所等し続けることを可能とする。

**【現行】**

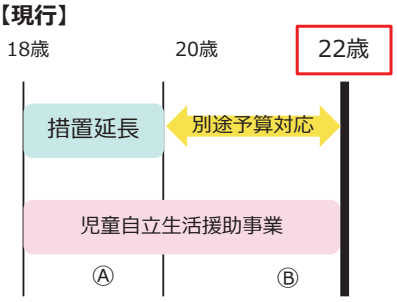


Ⓐ：義務教育を終了した児童等の満20歳に満たない者で、措置等を解除された者等

Ⓑ：高等学校の生徒、大学生、その他の生徒又は学生で満20歳に達した日から満22歳に達する年度の末日までの間の者で満20歳に達する日の前日までに自立生活援助を利用していた措置解除者等

**【見直し後】**

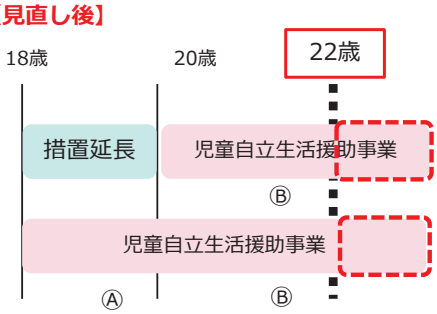


Ⓐ：義務教育を終了した児童等の満20歳に満たない者で、措置等を解除された者等

Ⓑ：満20歳以上の措置解除者等で高等学校の生徒、大学生その他のやむを得ない事情により自立生活援助の実施が必要と都道府県知事が認めた者

**＜社会的養護自立支援拠点事業（都道府県等の事業**※都道府県、政令市、児相設置市**）＞**

➢　措置解除者等や自立支援を必要とする者（※）を対象

※　例えば、一時保護をされたが措置には至らなかった場合、施設に入所等しながら退所後を見据えた利用を行う場合、施設の退所等の後に利用する場合

➢　相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う。

## 子どもの意見聴取等の仕組みの整備（４．関係）

○　都道府県等において、引き続き、子どもの権利擁護の取組みを推進するため、

①　子どもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県等の業務として位置づけ、

②　都道府県知事又は児童相談所長が行う措置等の決定時において、子どもの意見聴取等を行うこととし、

③　子どもの意見表明等を支援するための事業を制度に位置づけ、その体制整備に努めることとする。

**＜子どもの権利擁護に係る環境整備＞**

➢　都道府県知事又は児童相談所長が行う意見聴取等や入所措置等の措置、児童福祉施設等における処遇について、都道府県の児童福祉審議会等（※）による調査審議・意見具申その他の方法により、子どもの権利擁護に係る環境を整備することを、都道府県等の業務とする。

※　児童福祉法に基づき都道府県に設置され、子ども等の福祉に関する事項を調査審議し、また関係行政機関に意見具申することができる。

**＜児童相談所や児童福祉施設における意見聴取等＞**

➢　都道府県知事又は児童相談所長が行う在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等（※）に意見聴取等を実施

※　措置等の解除、停止、変更、期間の更新の時点についても同様。一時保護など緊急で意見聴取等の時間がない場合は事後も許容。

➢　子どもの最善の利益を考慮するとともに、子どもの意見又は意向を勘案して措置等を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の子どもの事情に応じ意見聴取その他の措置を講じなければならない。

**＜意見表明等支援事業（都道府県等の事業**※都道府県、政令市、児相設置市**）＞**

➢　児童相談所長等の意見聴取等の義務の対象となっている子ども等を対象

➢　子どもの福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）が、意見聴取等により意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等を行う。

## 一時保護の開始時の司法審査等（５．関係）

**＜一時保護開始時の適正手続の確保（司法審査）＞**

○　一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保のため、一時保護開始の判断に関する司法審査を導入する。

- 裁判官が発付する一時保護状による方法（事前又は保護開始から７日以内に児童相談所は書面で請求）とする。
- 対象として、親権者等が一時保護に同意した場合や請求までに一時保護を解除した場合等は除く。
- 児童虐待のおそれがあるときなど、一時保護の要件を法令上明確化。その要件に該当するときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き、裁判官は一時保護状を発付する。
- 一時保護状発付の請求が却下された場合、一時保護を解除した際に子どもの生命及び心身に重大な危害が生じるおそれがあるときには、児童相談所からの不服申立手続を設ける（却下の翌日から３日以内にその取消を請求）

**＜一時保護所の設備・運営基準の策定等＞**

○　ケアの困難度が高い子どもの入所という一時保護所の特性を踏まえ、新たに設備･運営基準を策定し、下記の内容を規定する。

・平均入所率が100%を超えている一時保護所がある自治体は、定員超過解消のための計画を策定。その場合には、国が重点的に支援を実施し、施設整備等を進めることにより、一時保護所の環境改善を目指す。

・一時保護所におけるケアの質を外部の視点でチェックし、必要な改善につなげるため、一時保護所が第三者評価を受けることとする。

○　児童相談所が措置を講じるに当たって、地方自治体、医療機関、医学に関する大学、児童福祉施設、子どもが在籍する学校など関係機関から、情報の提供や意見の開陳など必要な協力を求めることができることを明記する。

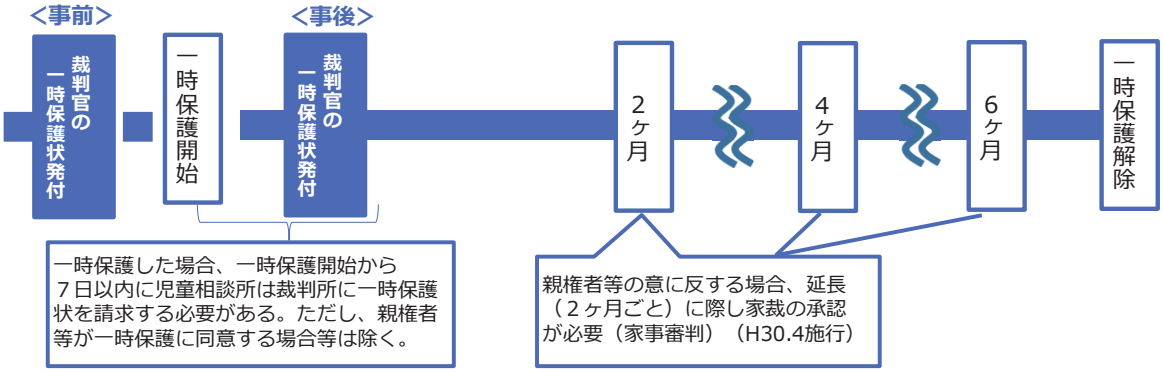


## 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上（６．関係）

○子ども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、まずは、一定の実務経験のある有資格者や現任者について、国の基準を満たした認定機関が認定した研修等を経て取得する認定資格（※）を導入する。

※社会的養育専門委員会（審議会）の報告書では「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）」とされているが、名称は今後検討

○この新たな認定資格は、児童福祉司の任用要件を満たすものとして児童福祉法上位置づける（※１）。また、現場への任用が進むよう、児童相談所のスーパーバイザーになりやすい仕組み（概ね５年→概ね３年の実務経験（※２））や施設等に配置するインセンティブを設定する。

※１：児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について的確な措置を実施するのに十分な知識等を有する者として規定し、認定機関の認定の枠組み等は下位法令等に規定。

※２：要件の短縮は、他のソーシャルワークの現場での経験があるなど、子ども家庭福祉の実践的な能力がある場合に限ることとする。

○新たな認定資格の取得状況その他の施行の状況を勘案するとともに、下記（※）の環境を整備しつつ、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者に関して、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、認定資格の施行（R6.4）後２年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

※その者が実施すべき業務の内容、必要な専門的な知識・技術や教育課程の内容の明確化、養成するための必要な体制の確保、その者がその能力を発揮して働くことができる場における雇用の機会の確保

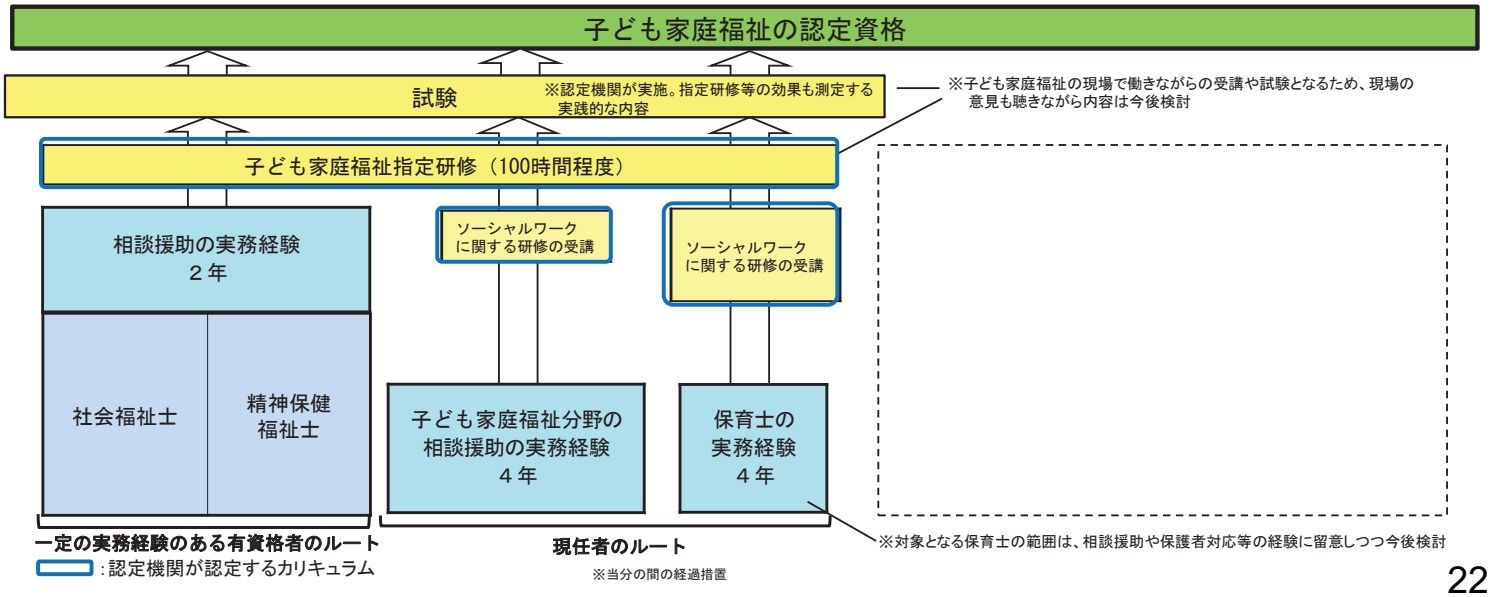

（長島昭久ほか有志提案）

## 「子ども家庭福祉士（仮称）」資格取得ルートのイメージ

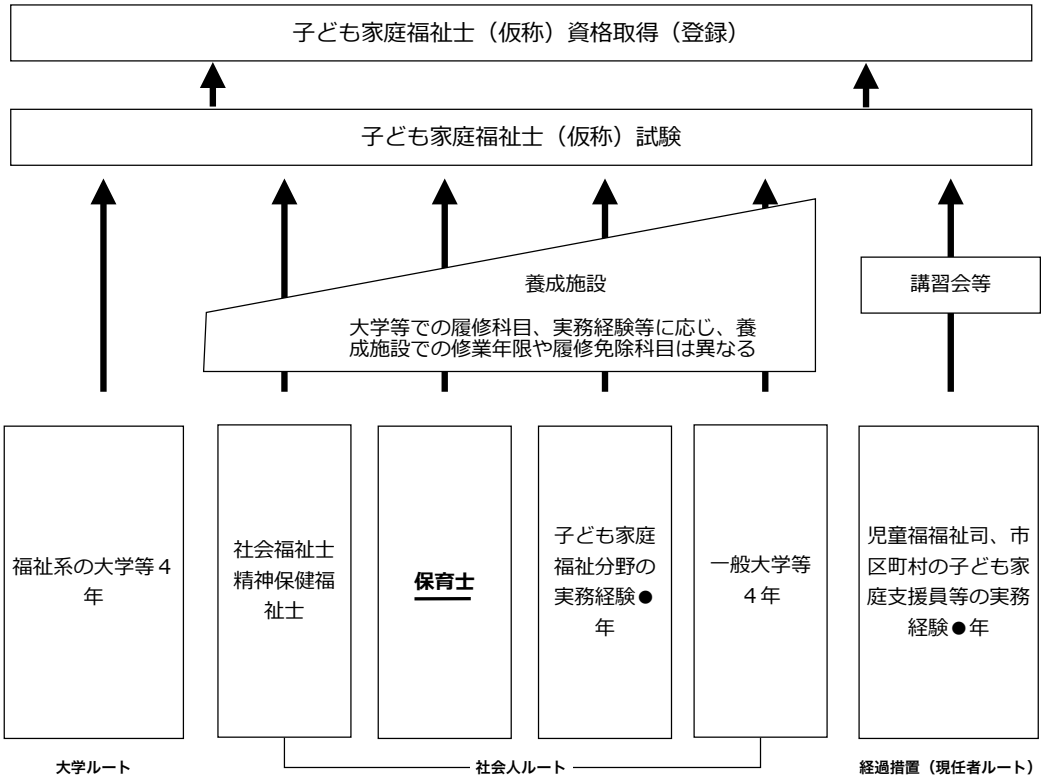


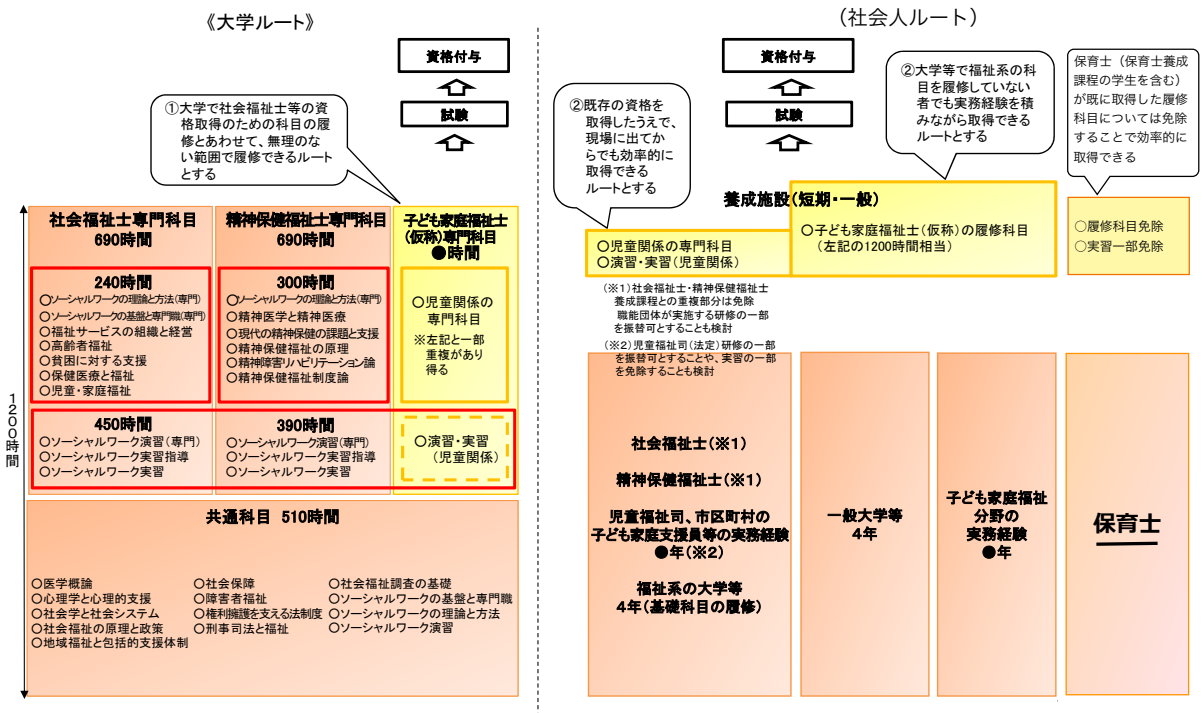

（厚労省配布資料）

## 資格取得ルートのイメージ①

2021年4月27日第27回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会配布資料

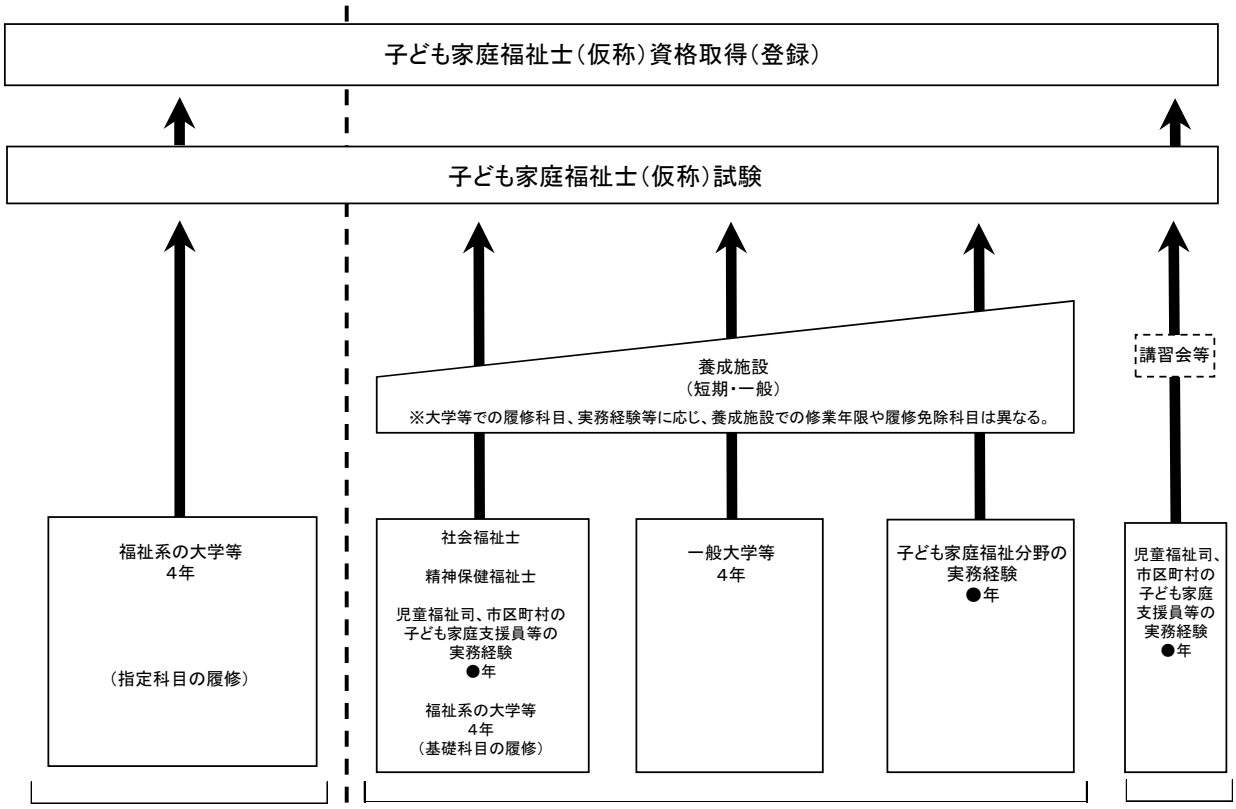


## 資格取得ルートのイメージ②

2021年4月27日第27回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会配布資料

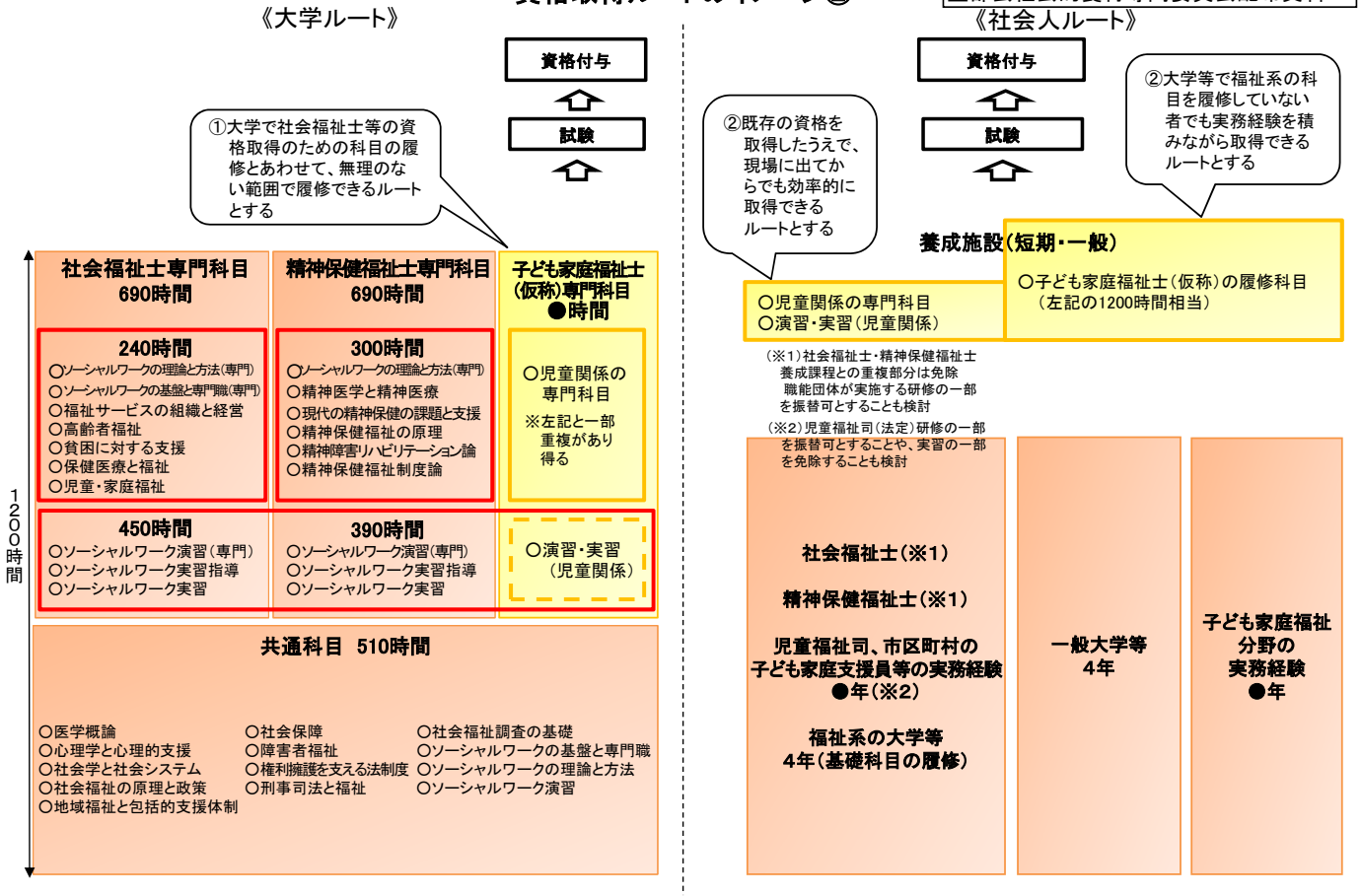

「子ども家庭福祉士（仮称）」の潜在ニーズ概数（厚労省資料から固めに試算）

2022. 1. 7

| 施設種別 | | 箇所数・人数 | 子ども家庭福祉士（仮称）の潜在ニーズ |
|---|---|---|---|
| 児童相談所 | | 225 箇所 | |
| | | 225 人（所長） | 225 人（所長全員と仮定） |
| | | 5,168 人（児童福祉司） | 5,168 人（児童福祉司全員と仮定） |
| | 一時保護所 | 145 箇所 | 145 人（1箇所 1 人と仮定） |
| 児童福祉施設 | 乳児院 | 144 箇所 | |
| | | 435 人（家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員） | 435 人（家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員を全員と仮定） |
| | 児童養護施設 | 612 箇所 | |
| | | 1,261 人（家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員） | 1,261 人（家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員を全員と仮定） |
| | | 13,089 人（直接処遇職員を含む全職員数） | 6,545 人（困難事例への集中を踏まえ直接処遇職員等の半数と仮定） |
| | 児童心理治療施設・児童自立支援施設 | 109 箇所 | |
| | | 110 人（家庭支援専門相談員） | 110 人（家庭支援専門相談員を全員と仮定） |
| | 母子生活支援施設 | 212 箇所 | 212 人（1箇所1人と仮定） |
| | 障害児入所施設 | 474 箇所 | 1,422 人（1箇所3人と仮定） |
| 児童家庭支援センター | | 144 箇所 | 432 人（1箇所 3 人と仮定） |
| 自立援助ホーム | | 193 箇所 | 579 人（1箇所 3 人と仮定） |
| アフターケア事業所 | | 95 箇所 | 285 人（1箇所 3 人と仮定） |
| フォスタリング機関 | | 222 箇所 | 666 人（1箇所 3 人と仮定） |
| 養子縁組民間あっせん機関 | | 22 箇所 | 66 人（1箇所 3 人と仮定） |
| 保育所等 | | 23,539 箇所 | 23,539（1箇所1人と仮定） |
| 児童発達支援センター | | 737 箇所 | 2,211 人（1箇所 3 人と仮定） |
| 小児科を標ぼうしている病院 | | 2,556 箇所 | 2,556 人（1箇所1人と仮定） |
| 合計 | | | 45,857 人 |

【参考】

○仮に市区町村虐待担当対応窓口職員を全員、子ども家庭福祉士（仮称）を配置したと仮定すると、9,370 人のニーズ。

| | | |
|---|---|---|
| 市区町村 | 1,741 市町村 | |
| | 9,370 人（虐待担当対応窓口職員） | 9,370 人（虐待担当対応窓口職員全員と仮定） |
| 合計 | | 9,370 人 |

○中学校区に1人配置、高校に1人配置したスクールソーシャルワーカーを、全員子ども家庭福祉士（仮称）を配置したと仮定すると、8,575 人のニーズ。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 学校 | 小学校中学校 | 小：13,525 箇所<br>中：7,020 箇所 | 3,323 人（スクールソーシャルワーカー全員と仮定）<br>将来的には、中学校区に1人配置と想定すると、7,020 人 |
| | | 3,323 人（スクールソーシャルワーカー） | |
| | 高校 | 1,555 箇所 | 411 人（スクールソーシャルワーカー全員と仮定）<br>将来的には、すべての高校に1人配置と想定すると、1,555 人 |
| | | 414 人（スクールソーシャルワーカー） | |
| 合計 | | | 8,575 人 |

○社会福祉士・精神保健福祉士就労状況調査（2020 年 11 月、公益社団法人社会福祉振興・試験センター）

社会福祉士（登録数）　250,290 人

精神保健福祉士（登録数）　90,828 人

なお、精神保健福祉士で、福祉・介護・医療の分野で働いている人の割合は 75.2%。これを登録数に乗じると、約 68,300 人となる。

○医療福祉系国家資格登録数（各団体の HP より）

- 視能訓練士　15,351 名
- 臨床工学技士　約 24,000 名
- 言語聴覚士　36,255 名
- 公認心理師　42,678 名

## 新たな国家資格「子ども家庭福祉士（仮称）」の創設はソーシャルワーカー資格者の職域の拡大につながり、ソーシャルワーカー養成校にとって、学生の増加につながる

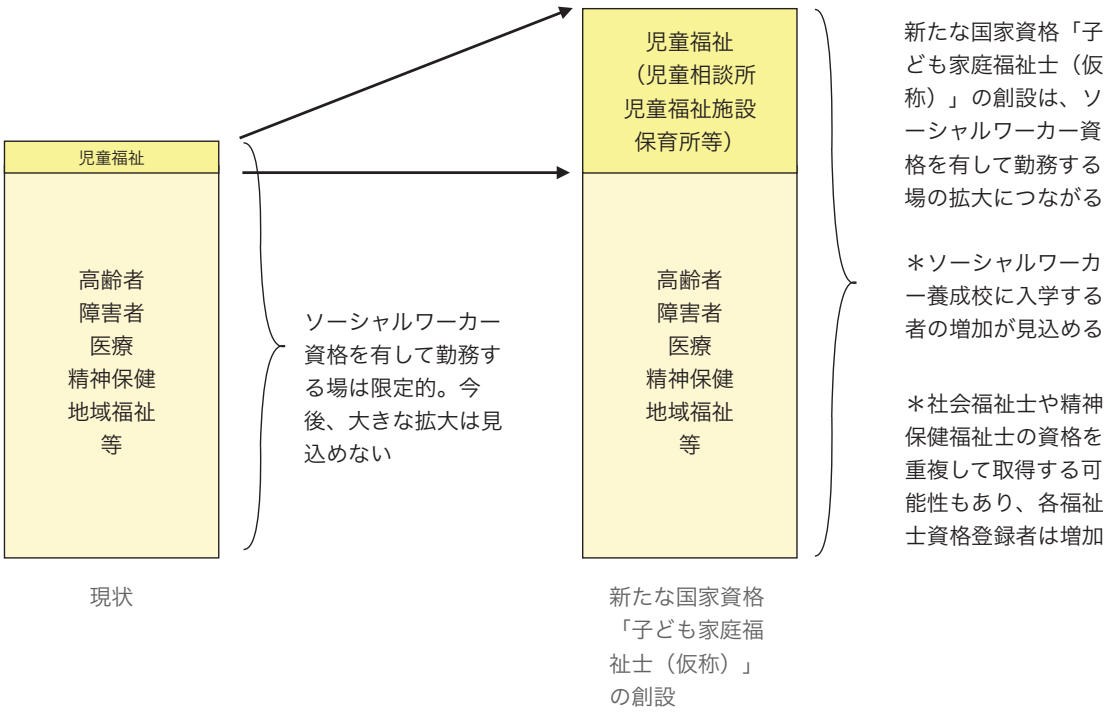


## 新たな国家資格「子ども家庭福祉士（仮称）」の創設は、新たな層の学生や他の資格職が入学してくる（学生の取り合いにはならない）

社会福祉士・精神保健福祉士資格の受験を条件にすることは、新たな層の高校生や他の資格職の入学の障壁になる。

認定資格ではなく、国家資格であることは、新たな層の高校生や他の資格職の入学の大きなモチベーションになる。

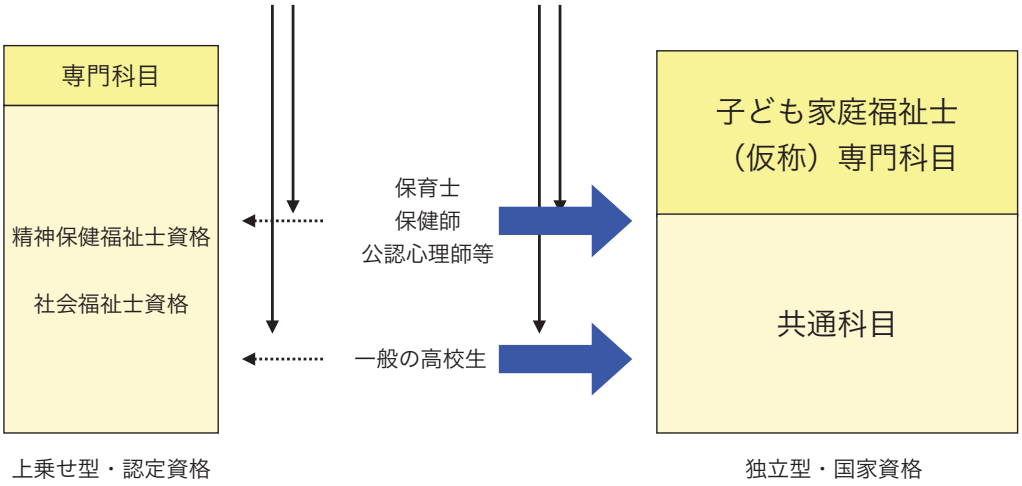

# こども家庭庁設置法案の概要

## 趣旨

こども（心身の発達の過程にある者をいう。以下同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

## 概要

### １．内閣府の外局として、こども家庭庁を設置

### ２．こども家庭庁の長は、こども家庭庁長官とする

### ３．こども家庭庁の所掌事務

#### ⑴ 分担管理事務（自ら実施する事務）

・小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
・子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援
・こどもの保育及び養護
・こどものある家庭における子育ての支援体制の整備
・地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保
・こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進
・こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
・こどもの保健の向上
・こどもの虐待の防止
・いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備
・こどもの権利利益の擁護（他省の所掌に属するものを除く）　等

#### ⑵ 内閣補助事務（内閣の重要政策に関する事務）

・こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現のための基本的な政策に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整
・結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整
・子ども・若者育成支援に関する事項の企画及び立案並びに総合調整

### ４．資料の提出要求等

・こども家庭庁長官は、こども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができることとする

### ５．審議会等及び特別の機関

・こども家庭庁に、こども政策に関する重要事項等を審議する審議会等を設置することにより、内閣府及び厚生労働省から関係審議会等やその機能を移管

### ６．施行期日等

・令和５年４月１日
・政府は、この法律の施行後５年を目途として、小学校就学前のこどもに対する質の高い教育及び保育の提供その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

# こども基本法案　概要

**目的**

○**日本国憲法**及び**児童の権利に関する条約**の精神にのっとり、
・次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ**、
・こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、**将来にわたって幸福な生活を送ることができる**社会の実現を目指して、
○こども施策を総合的に推進すること

**定義**

○**「こども」**……心身の発達の過程にある者

○**「こども施策」**……①～③の施策その他のこどもに関する施策・これと一体的に講ずべき施策
① **新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期**の各段階を経て、**おとなになるまで**の心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われる**こどもの健やかな成長に対する支援**
② 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資する**就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援**
③ 家庭における養育環境その他**こどもの養育環境の整備**

**基本理念**

① 全てのこどもについて、**個人として尊重**されること・**基本的人権が保障**されること・**差別的取扱いを受けることがない**ようにすること
② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の**福祉に係る権利が等しく保障される**とともに、教育基本法の精神にのっとり**教育を受ける機会が等しく与えられる**こと
③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会**が確保されること
④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、**意見の尊重、最善の利益が優先して考慮**されること
⑤ **こどもの養育は家庭を基本**として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、**子育てに伴う喜び**を実感できる社会環境の整備

**責務等**

○ 国、地方公共団体の責務
○ 事業主の努力（雇用環境の整備）・国民の努力（こども施策への関心と理解等）

**白書・大綱**

○ **年次報告（白書）**
○ **こども大綱**の策定
（※少子化社会対策／子ども・若者育成支援／子どもの貧困対策の既存の３法律の白書・大綱と一体的に作成）

**基本的施策**

○ 施策に対する**こども等の意見の反映**
○ 支援の**総合的**･**一体的提供の体制整備**
○ 関係者相互の**有機的な連携**の確保
○ この法律･児童の権利に関する条約の**周知**
○ **施策の充実及び財政上の措置**等

**こども政策推進会議**

○ こども家庭庁に**こども政策推進会議**を設置。以下の事務を担当。
① **大綱の案**を作成
② こども施策の**重要事項の審議**・こども施策の**実施を推進**
③ 関係行政機関相互の**調整**　等
○ 会議は、会長（**内閣総理大臣**）及び委員（こども政策担当の**内閣府特命担当大臣**・内閣総理大臣が指定する**大臣**）をもって組織

**附則**

**施行期日**　**令和５年４月１日**
**検討**　国は、この法律の**施行後５年**を目途として、法律の施行状況及びこども施策の実施状況を勘案し、**こども施策が基本理念にのっとって実施されているかどうか**等の観点から**その実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備**その他の**基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のために必要な方策**について検討
⇒法制上の措置その他の必要な措置を講ずる

## 子どもの権利にかかわる法律　概念図

日本財団作成

憲法

子どもの権利条約

一般原則
・差別の禁止
・生存・発達の権利
・子どもの最善の利益の考慮
・子どもの意見表明の尊重

**子ども基本法**

憲法、子どもの権利条約で認められる子どもの権利を包括的に定め、国の基本方針を示す。

**内閣府**
- 子ども・若者育成支援推進法
- 子どもの貧困対策推進法

など

**厚生労働省**
- 児童福祉法
- 児童虐待防止法
- 母子保健法
- 成育基本法

など

**文部科学省**
- 教育基本法
- 学校教育法ほか教育関連法案
- いじめ防止対策推進法
- 教育機会確保法

など

**法務省**
- 民法
- 少年法
- 家事事件手続き法

など

それぞれの法律に、子どもの最善の利益の最優先の考慮や、意見表明権を確保する手続きが必要

## 「子ども基本法」による子どもの権利を守る仕組みの提案

日本財団作成

**内閣府　子ども総合政策本部（仮称）**

・基本計画の策定
・数値目標の設定
・関連省庁の調整
・国際協力

※子どもの権利が守られる社会を実現するための調整を行う。

行政機関

厚生労働省　文部科学省　法務省　外務省

国会

調査・提言・監視

報告

**子どもコミッショナー（仮称）**　3条委員会として設置

・監視
・制度改善
・教育啓発
・アドボカシー（子どもの立場の代弁）
・子ども参加の促進

※独立した立場での国レベルの調査、制度改善の提言を行う

連携

**都道府県の独立した権利擁護機関**

・個別救済
・教育啓発
・監視
・制度改善
・アドボカシー（子どもの立場の代弁）
・子ども参加の促進

※個別救済、地方行政レベルの調査、制度改善

地方行政

# 子どもコミッショナー/オンブズパーソン
## ー子どものための独立のモニタリング機関ー

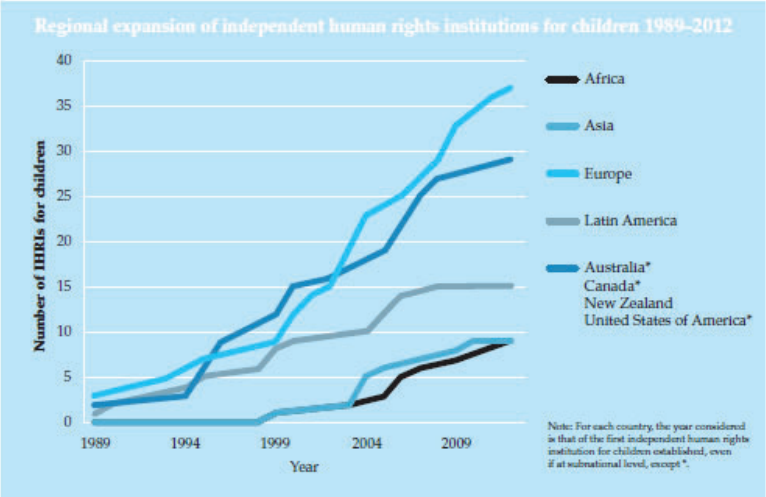


出典：UNICEF, Championing Children's Rights, 2012

設置された国

- 世界の70カ国以上（2012年）
- 欧州47か国*のうち34カ国**(2018年)
  *欧州評議会加盟国
  **ヨーロッパ子どもオンブズパーソンネットワーク加盟

子どもの権利条約がベース

多くの国が設置法で子どもの権利条約に言及
（スウェーデン、オーストラリア、ニュージーランド、イングランド、スコットランドなど）



日本ユニセフ協会作成

# 子どもコミッショナー/オンブズパーソン
## ー子どものための独立のモニタリング機関ー

### 子どもの権利委員会の日本に対する総括所見*（2019年2月）

**独立したモニタリング**　（パラグラフ12）

地方自治レベルで子どものための33のオンブズパーソン機関が設置されていることに留意する一方で，これらの機関には財政および人的資源に関する独立性や救済メカニズムが欠けていると報告されている。委員会は，締約国が以下の措置をとるよう勧告する。

(a) 子どもによる申立てを子どもに配慮した方法で受理，調査、および対応することが可能な，子どもの権利をモニタリングするための具体的メカニズムを含む人権モニタリングのための独立したメカニズムを迅速に設置すること。

(b) 人権の促進・保護のための国内機関の地位に関する原則（パリ原則）の完全な遵守が確保されるよう，資金，任務および免責との関連も含め，当該モニタリングメカニズムの独立性を確保すること。

*委員会が各締約国の条約実施状況の定期的審査に基づき採択する勧告。
日本の審査は、これまで、1998年、2004年、2010年、2019年の4回行われている。



日本ユニセフ協会作成